きたひろしま
男女共同参画プラン
第３次

2021年度～2030年度

【資料】

北　広　島　市

－　資料目次　－

1	北広島市男女共同参画推進委員会設置条例	1
2	北広島市男女共同参画推進委員会委員名簿	2
3	北広島市男女平等参画推進会議設置規程	3
4	日本国憲法第１４条・第２４条	5
5	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	6
6	男女共同参画社会基本法	14
7	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章	19
8	北海道男女平等参画推進条例	22
9	北広島市の男女共同参画を取り巻く状況	28
10	男女共同参画関連法の動き（1975 年以降年表）	33
11	令和元年度男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書	35

○北広島市男女共同参画推進委員会設置条例

平成 26 年 3 月 20 日
条例第 3 号

(設置)
第 1 条　本市における男女共同参画社会の実現を図るため、北広島市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
(所掌事務)
第 2 条　委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。
(1)　男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)第 14 条第 3 項に規定する市町村男女共同参画計画の策定及び進行管理に関すること。
(2)　その他男女共同参画社会の実現に関すること。
(組織)
第 3 条　委員会は、委員 6 人以内で組織する。
2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1)　学識経験を有する者
(2)　公募に応募した者(市内に住所を有する者に限る。)
(3)　商工業、福祉及び教育に関する団体その他の関係団体の代表者又はその推薦を受けた者
(4)　その他市長が必要と認める者
3　委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4　委員は、再任されることができる。
(委員長及び副委員長)
第 4 条　委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。
2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)
第 5 条　委員会の会議は、委員長が招集する。
2　委員長は、委員会の会議の議長となる。
3　委員長は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
4　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
5　委員長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
(委任)
第 6 条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。
附　則
この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

北広島市男女共同参画推進委員会委員名簿

令和２年４月１日現在（50 音順・敬称略）

氏　名	選 考 区 分 等
東　隆史	商工業に関する団体の推薦を受けた者
麻生　敏子	学識経験を有する者（行政相談委員）
大西　登志子	福祉に関する団体の推薦を受けた者
北村　安雄	教育に関する団体の推薦を受けた者
三國　勝美	学識経験を有する者（人権擁護委員）
棟方　雅恵	市民委員（公募）

○北広島市男女共同参画推進会議設置規程

平成 14 年 5 月 14 日
訓令第 11 号

(設置)
第 1 条　男女の共同参画による社会の形成を目指し、きたひろしま男女共同参画プランを総合的かつ計画的に推進するため、北広島市男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。
(所掌事務)
第 2 条　推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。
(1)　きたひろしま男女共同参画プランの総合的な推進に関すること。
(2)　男女共同参画社会の実現に向けた条例制定の検討に関すること。
(3)　その他必要と認められる事項
(組織)
第 3 条　推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
2　委員長は、市民環境部長をもって充てる。
3　副委員長は、委員の互選により選出する。
4　委員は、職員のうちから市長が任命する。
(職務)
第 4 条　委員長は、会務を総理し、推進会議の会議(以下「会議」という。)の議長となる。
2　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)
第 5 条　会議は、必要に応じて委員長が招集する。
2　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
(作業部会)
第 6 条　推進会議は、第 2 条に規定する事務のうち特定の事項を調査及び研究する作業部会(以下「部会」という。)を置くことができる。
2　部会は、部会長及び部会委員をもって組織する。
3　部会長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。
4　部会委員は、部会長が指名する職員をもって充てる。
5　部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。
(庶務)
第 7 条　推進会議の庶務は、市民環境部市民参加・住宅施策課において行う。
(委任)
第 8 条　この訓令に定めるもののほか必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。
附　則
この訓令は、公布の日から施行する。
附　則(平成 18 年訓令第 2 号)
この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
附　則(平成 19 年訓令第 7 号)
この訓令は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。
附　則(平成 22 年訓令第 3 号)
この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
附　則(平成 23 年訓令第 6 号)
この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 27 年訓令第 1 号)抄
この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
附　則(平成 28 年訓令第 4 号)
この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
附　則(平成 29 年訓令第 5 号)抄
この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
附　則(平成 30 年訓令第 1 号)
この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
附　則(平成 30 年訓令第 11 号)
この訓令は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
附　則(平成 31 年訓令第 1 号)抄
この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

○日本国憲法第 14 条、第 24 条抜粋

第 14 条　すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
２　華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
３　栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 24 条　婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
２　配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
（女子差別撤廃条約）

1979 年	12 月 18 日	第 34 回国連総会において採択（賛成 130（含我が国）反対 0、棄権 11）
1980 年	7 月 17 日	日本国署名（デンマークで開催された国連婦人の十年中間年世界会議の際、高橋展子駐デンマーク大使が署名）
1981 年	9 月 3 日	発効（20 番目の批准・加盟国）
1985 年	6 月 25 日	日本国批准
1985 年	7 月 25 日	日本国について効力発効

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識

し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第１部

第１条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第２条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a)　男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b)　女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c)　女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d)　女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e)　個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f)　女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g)　女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第３条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第４条

１　締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

２　締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第５条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a)　両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基

づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b)　家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第６条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第２部

第７条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a)　あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b)　政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c)　自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第８条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第９条

１　締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

２　締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第３部

第１０条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a)　農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b)　同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c)　すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調

整することにより行うこと。
(d)　奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
(e)　継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
(f)　女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
(g)　スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
(h)　家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会
第１１条
１　締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
(a)　すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
(b)　同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
(c)　職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
(d)　同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
(e)　社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
(f)　作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
２　締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
(a)　妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
(b)　給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
(c)　親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
(d)　妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
３　この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。
第１２条
１　締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
２　１の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第１３条
　締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
　(a)　家族給付についての権利
　(b)　銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
　(c)　レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利
第１４条
１　締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
２　締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
　(a)　すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
　(b)　適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
　(c)　社会保障制度から直接に利益を享受する権利
　(d)　技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
　(e)　経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
　(f)　あらゆる地域活動に参加する権利
　(g)　農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
　(h)　適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第４部
第１５条
１　締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
２　締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
３　締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
４　締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。
第１６条
１　締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃

するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
(a)　婚姻をする同一の権利
(b)　自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
(c)　婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
(d)　子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
(e)　子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
(f)　子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
(g)　夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
(h)　無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
２　児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第５部
第１７条
１　この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は１８人の、３５番目の締約国による批准又は加入の後は２３人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
２　委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から１人を指名することができる。
３　委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後６箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも３箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を２箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
４　委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の３分の２をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
５　委員会の委員は、４年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち９人の委員の任期は、２年で終了するものとし、これらの９人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
６　委員会の５人の追加的な委員の選挙は、３５番目の批准又は加入の後、２から４までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち２人の委員の任期は、

２年で終了するものとし、これらの２人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
７　締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
８　委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
９　国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。
第１８条
１　締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
(a)　当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から１年以内
(b)　その後は少なくとも４年ごと、更には委員会が要請するとき。
２　報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。
第１９条
１　委員会は、手続規則を採択する。
２　委員会は、役員を２年の任期で選出する。
第２０条
１　委員会は、第１８条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年２週間を超えない期間会合する。
２　委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。
第２１条
１　委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
２　国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。
第２２条
専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第６部
第２３条
この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。
(a)　締約国の法令
(b)　締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第２４条
　締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。
第２５条
１　この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
２　国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
３　この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
４　この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。
第２６条
１　いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
２　国際連合総会は、１の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。
第２７条
１　この条約は、２０番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後３０日目の日に効力を生ずる。
２　この条約は、２０番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後３０日目の日に効力を生ずる。
第２８条
１　国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
２　この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
３　留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。
第２９条
１　この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から６箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
２　各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、１の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において１の規定に拘束されない。
３　２の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。
第３０条
　この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。
　以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号
平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

前文

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第 1 条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2)　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがある

ことにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第 7 条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第 8 条　国は、第３条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 9 条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第 10 条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第 11 条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第 12 条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

２　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第 13 条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

２　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2)　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5　前２項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第 14 条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2)　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第 15 条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第 16 条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第 17 条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第 18 条　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第 19 条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第 20 条　国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章　男女共同参画会議

（設置）

第 21 条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 22 条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3)　前２号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4)　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第 23 条　会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

（議長）

第 24 条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。

２　議長は、会務を総理する。

（議員）

第 25 条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1)　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2)　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

２　前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

３　第１項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

４　第１項第 2 号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第 26 条　前条第１項第 2 号の議員の任期は、２年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　前条第１項第 2 号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第 27 条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

２　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第 28 条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則　抄

（施行期日）

第 1 条　この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第 2 条　男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

（経過措置）

第 3 条　前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第 1 条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第 21 条第 1 項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 4 条第 1 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第 23 条第 1 項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 5 条第 1 項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第 3 項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第 24 条第 1 項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第 3 項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附　則　（平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号）　抄

（施行期日）

第 1 条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1　略

2　附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 並びに第 30 条の規定　公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第 29 条　この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1 から 10 まで　略

11 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条　第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附　則　（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）　抄

（施行期日）

第 1 条　この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

平成 19 年 12 月 18 日策定

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実に直面している。
誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。

仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。

そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。

〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕

（仕事と生活が両立しにくい現実）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。
しかし、現実の社会には、

- 安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
- 仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
- 仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む

など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

（働き方の二極化等）

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

（共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識）

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

（仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌）

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の１つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあっては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

（多様な働き方の模索）

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組み、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要である。

（多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性）

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共」※の活動等への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるものである。また、就業期から地域活動への参加など活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となる。

※「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民やＮＰＯ、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。

（明日への投資）

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくこととする。

〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

１　仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

① 就労による経済的自立が可能な社会
経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。
② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。
③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会
性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

〔関係者が果たすべき役割〕

２ このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化につながることのないように、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わりの促進・女性の能力発揮の促進とを併せて進めることが必要である。

（企業と働く者）

（１）企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

（国民）

（２）国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

（国）

（３）国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

（地方公共団体）

（４）仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

北海道男女平等参画推進条例

平成１３年３月３０日公布
北海道条例第６号

目次
前文
第１章　総則（第１条－第７条）
第２章　男女平等参画の推進に関する基本的施策等
第１節　基本計画（第８条）
第２節　男女平等参画の推進に関する基本的施策（第９条－第１７条）
第３節　道民等からの申出（第１８条）
第３章　北海道男女平等参画苦情処理委員（第１９条－第２２条）
第４章　北海道男女平等参画審議会（第２３条－第３１条）
附則

（前文）
個人の尊重と法の下の平等がうたわれている日本国憲法の下で、我が国における男女平等の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な取組と連動して、法制度を整備することにより進められてきた。
しかしながら、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、表面上は異なる扱いをしていないが結果として一方の性に差別的な効果をもたらすいわゆる間接差別を含めた男女の差別的な取扱い及び社会慣習の上での性別による役割分担意識の問題が社会のあらゆる分野において依然として存在している。
こうした男女平等が完全に実現しているとはいえない状況において、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現は、緊要な課題である。
このため、私たちは、男女共同参画社会基本法が男女共同参画社会の実現を２１世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けていることを踏まえながら、都市と広大な農産漁村地域が混在する北海道の地域性に配慮しつつ、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女平等参画の推進を図っていくことが必要である。
このような考え方に立って、男女平等参画の推進に積極的に取り組むことにより、男女が平等に社会のあらゆる分野における活動に参画して共に責任を担うとともに政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる男女平等参画社会を実現するため、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）
第１条　この条例は、男女平等参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに道、道民及び事業者の責務を明らかにするとともに、道の基本的施策について必要な事項を定めることにより、男女平等参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。
（１）男女共同参画　男女が、その人権を尊重され、社会の対等な構成員として、社会的文化的に形成された性別にとらわれず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

（２）積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
（３）セクシュアル・ハラスメント　他の者に対し、その意に反した性的な言動を行うことにより、当該者の就業等における環境を害して不快な思いをさせること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。

（基本理念）
第３条　男女平等参画の推進は、男女が共に１人の自立した個人として尊厳が重んぜられること、直接的にも間接的にも男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
２　男女平等参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女平等参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければならない。
３　男女平等参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、道における政策又は事業における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
４　男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
５　男女平等参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女平等参画の推進は、国際社会における取組を踏まえながら行われなければならない。

（道の責務）
第４条　道は、前条に定める基本理念（以下、「基本理念」という。）にのっとり、男女平等参画に推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。
２　道は、男女平等参画を推進するに当たっては、国、都府県及び市町村との緊密な連携を図らなければならない。

（道民の責務）
第５条　道民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に寄与するとともに、道が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）
第６条　事業者は、事業活動を行うに当たり、基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、道が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力する責務を有する。

（性別による権利侵害の禁止）
第７条　何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由として直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない。
２　何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
３　何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女平等

参画を阻害する暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。）を行ってはならない。

第２章　男女平等参画の推進に関する基本的施策等

第１節　基本計画

第８条　知事は、男女平等参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女平等参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。
２　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
（１）総合的かつ長期的に講ずべき男女平等参画の推進に関する施策の大綱
（２）男女の人権の尊重に関する事項
（３）男女平等参画の普及啓発に関する事項
（４）道が設置する附属機関の委員等の男女の構成割合に関する事項
（５）前各号に掲げるもののほか、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
３　知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
４　知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道男女平等参画審議会の意見を聴かなければならない。
５　知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
６　前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第２節　男女平等参画の推進に関する基本的施策

（道が設置する附属機関等における男女平等参画の推進）
第９条　道は、その設置する附属機関等の委員等を任命する場合には、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るように努めるものとする。

（施策の策定等に当たっての配慮）
第１０条　道は、男女平等参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等参画の推進に配慮しなければならない。

（道民等の理解を深めるための措置）
第１１条　道は、情報提供、広報活動及びあらゆる教育の機会を通じて、基本理念に関する道民及び事業者（以下「道民等」という。）の理解を深めるよう、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、適切な措置を講じなければならない。

（事業者への協力の依頼）
第１２条　知事は、必要があると認める場合には、事業者に対し、雇用その他の事業活動における男女平等参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

（調査研究）
第１３条　道は、男女平等参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

（道民の活動等に対する支援）
第１４条　道は、男女平等参画の推進に関し、道民等が行う活動及び市町村が実施する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
２　道は、道民及び民間の団体が行う男女平等参画の推進に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

（推進体制の整備）
第１５条　道は、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

（財政上の措置）
第１６条　道は、男女平等参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（公表）
第１７条　知事は、毎年、男女平等参画の推進状況及び男女平等参画の推進に関して講じた施策の実施状況について公表しなければならない。

第３節　道民からの申出
第１８条　道民等は、男女平等参画を阻害すると認められるものがあるとき、又は男女平等参画に必要と認められるものがあるときは、知事に申し出ることができる。
２　知事は、前項の規定による申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切かつ迅速な措置を講ずるものとする。

第３章　北海道男女平等参画苦情処理委員
（設置）
第１９条　知事は、道民等からの男女平等参画に関する申出について、次に掲げる事務を行わせるため、北海道男女平等参画苦情処理委員（以下、「苦情処理委員」という。）を置くものとする。
（１）男女平等参画に係る道の施策についての苦情に関する申出に対し、助言をすること。
（２）男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出に対し、助言をすること。
（３）第１号の苦情にかかる施策について、関係する道の機関に対し、意見を述べること。

（苦情等の申出）
第２０条　道民等は、男女平等参画に係る道の施策についての苦情及び男女平等参画を阻害すると認められるものに関し、苦情処理委員に申し出ることができる。

（助言等）
第２１条　苦情処理委員は、前条の規定による申出があった時には、申し出たものに対し、助言を行うことができる。
２　苦情処理委員は、前項の申出が男女平等参画に係る道の施策についての苦情であるときは、関係する道の機関に対し、意見を述べることができる。

（知事への委任）
第２２条　この章に定めるもののほか、苦情処理委員の事務に関し必要な事項は、知事が定める。

第４章　北海道男女平等参画審議会

（設置）
第２３条　男女平等参画の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）
第２４条　審議会の所掌事項は、次のとおりとする。
（１）知事の諮問に対し、男女平等参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。
（２）前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務
２　審議会は、男女平等参画の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

（組織）
第２５条　審議会は委員１５人以内で組織する。
２　男女いずれの委員の数も委員の総数の１０分の４未満であってはならない。

（委員）
第２６条　委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。この場合において、第５号に掲げるものについては、委員の総数の１０分の４以内とする。
（１）学識経験のある者
（２）男女平等参画に関係する団体の役職員
（３）事業者を代表する者
（４）市町村の職員又は市町村の連絡調整を図る団体の職員
（５）公募に応じた者
２　知事は、委員の任命に当たっては、特定の地域に偏らないように配慮するものとする。
３　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
４　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）
第２７条　審議会に会長及び副会長を置く。
２　会長及び副会長は、委員が互選する。
３　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）
第２８条　審議会の会議は、会長が招集する。
２　審議会は、委員の２分の１以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

（特別委員）
第２９条　審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。
２　特別委員は、知事が任命する。
３　特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了した時は、解任されるものとする。

（専門部会）
第３０条　審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。
２　専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
３　専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

（会長への委任）

第３１条　この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則
１　この条例は、平成１３年４月１日から施行する。ただし、第４章の規定は平成１３年７月１日から、第３章の規定は同年１０月１日から施行する。
２　知事は、平成２１年４月１日から起算して５年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
附　則（平成２１年３月３１日条例第１５号抄）
１　この条例は、公布の日から施行する。（後略）

北広島市の男女共同参画を取り巻く状況

人口等基礎資料

１　人口の状況

本市の人口は、令和２年３月末時点で、58,147人となっており、平成23年３月末と比較すると、2,318人、3.8%減少しております。年齢区分別では、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向にあるのに対し、老年人口（65歳以上）が増加傾向にあり、令和２年３月末時点で、人口の32.4%となっています。

●年齢３区分別人口（各年３月31日時点）

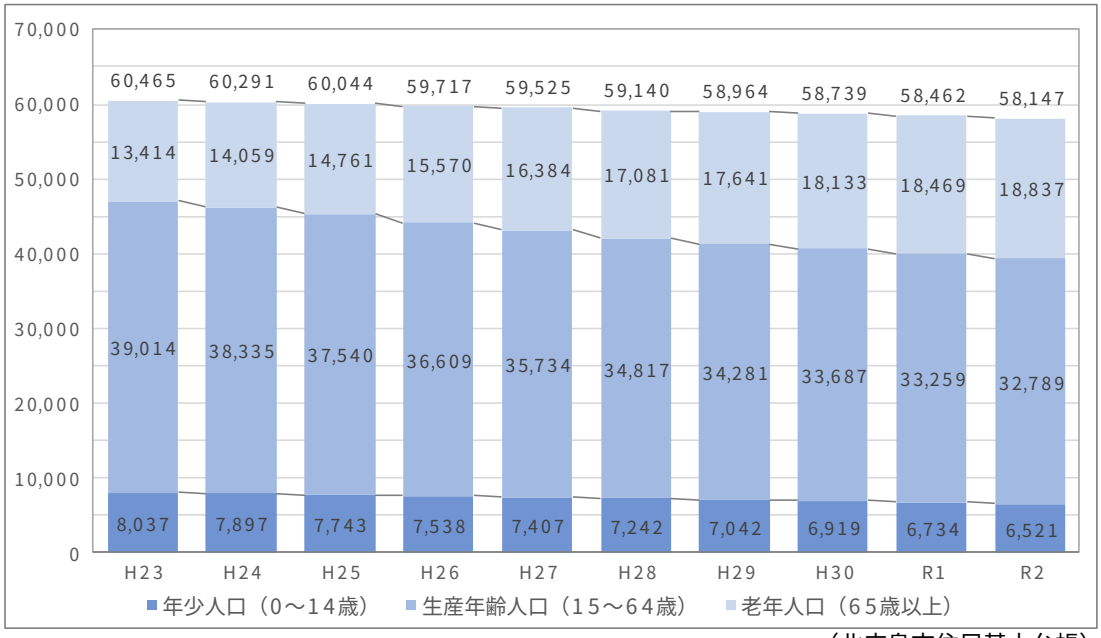

（北広島市住民基本台帳）

２　本市の男女別年齢別人口

本市人口の男女の割合は、年齢が高くなるほど女性の割合が高くなっています。また、男性も女性も団塊世代を中心に65歳から74歳の人口が特に多くなっています。

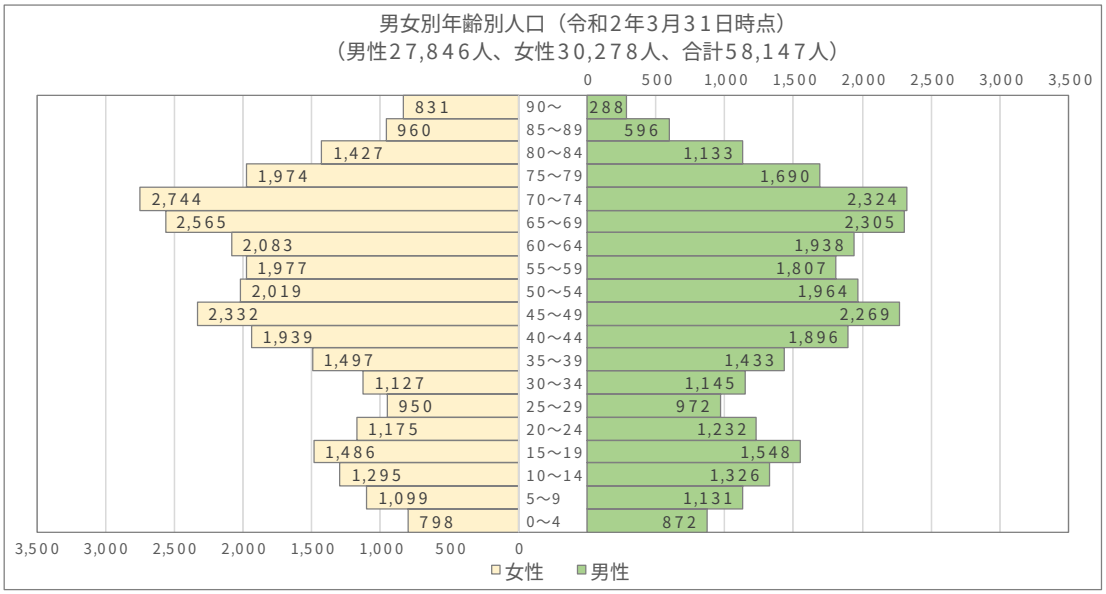

（北広島市住民基本台帳）

3　出生数及び合計特殊出生率※の推移

本市の出生数の推移を見ると、増減を繰り返していますが、平成 22 年度と令和元年度を比較すると、77 人減少しています。また、本市の合計特殊出生率は、全国、北海道と比較すると低い数値で推移しており、長い期間減少傾向にありましたが、平成 25 年から 29 年では増加に転じました。

※ 合計特殊出生率は、「15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、１人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

●出生数の推移

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
出生数	344	353	309	300	346	296	333	299	271	267

（北広島市住民基本台帳）

●合計特殊出生率の推移

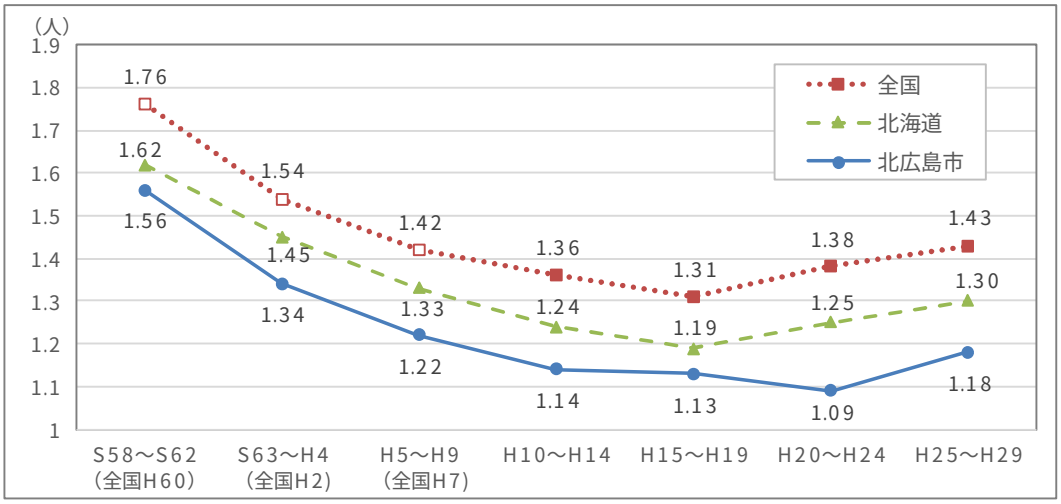

（厚生労働省　人口動態調査、人口動態統計特殊報告人口動態保健所・市区町村別統計）

4　高齢者の世帯員がいる世帯の推移

本市の高齢者（65 歳以上）の世帯員がいる世帯の割合は、急激に増加しており、平成 27 年には、44.1%となっており、特に単独世帯や夫婦のみの世帯が増加しています。

●高齢者の世帯員がいる世帯数及び世帯の割合の推移

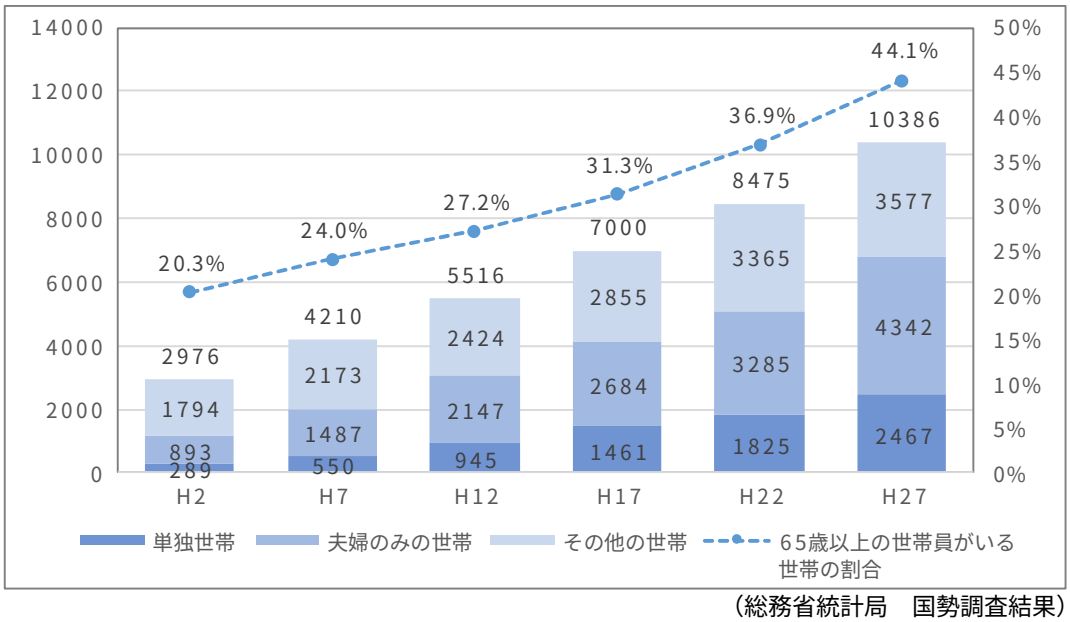

（総務省統計局　国勢調査結果）

男女共同参画関連資料

● 男女の平等感について「平等」と回答した人の割合の国、北海道との比較

基本目標Ⅰ

回答項目	北広島市						国	道
	女性		男性		全体			
	H25	R1	H25	R1	H25	R1	R1	H27
家庭生活	34.3%	32.7%	45.9%	44.0%	40.1%	37.8%	45.5%	34.0%
職場	14.6%	21.8%	25.4%	25.9%	19.6%	23.3%	30.7%	25.9%
学校教育の場	56.1%	51.5%	53.5%	65.7%	54.6%	57.9%	61.2%	49.0%
政治の場	11.6%	9.4%	24.3%	19.9%	18.1%	14.2%	14.4%	9.8%
法律や制度上	22.7%	24.8%	50.8%	41.0%	36.5%	31.9%	39.7%	30.7%
社会通念・慣習・しきたりなど	11.1%	13.4%	17.3%	16.9%	14.5%	15.0%	22.6%	11.0%
自治会やPTAなど地域活動の場	－	35.6%	－	45.8%	－	40.2%	－	－
社会全体	13.1%	13.4%	21.1%	21.7%	17.1%	16.9%	21.2%	16.3%

（国：男女共同参画社会に関する世論調査、道：道民意識調査、北広島市：市民意識調査）

● 道内市町村における男女平等参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査結果（令和 2 年 3 月作成）

基本目標Ⅱ

◇ 市の各種審議会等委員への女性登用率（各年 4 月 1 日現在）【第 2 次プラン R2 目標値 50%】

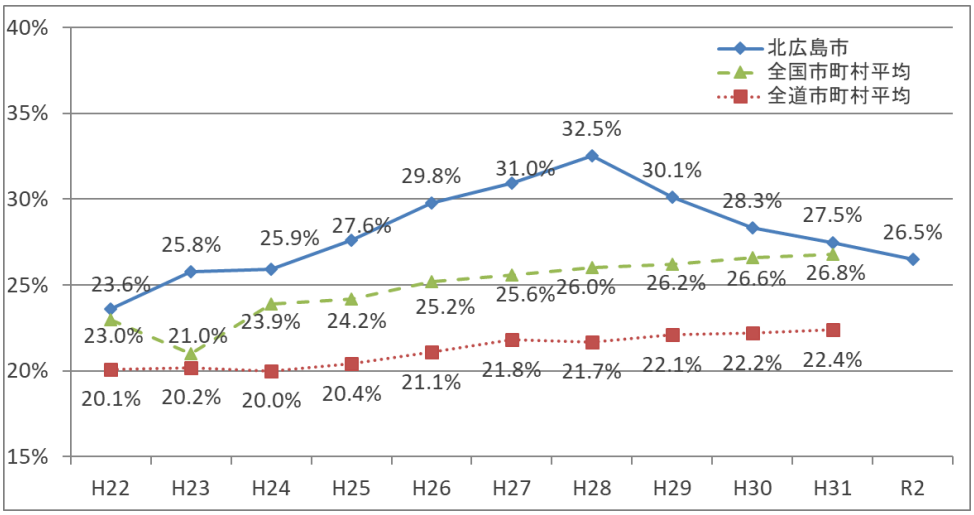

（全国：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況）

◇ 市区町村議会議員に占める女性議員の割合（各年３月 31 日時点）

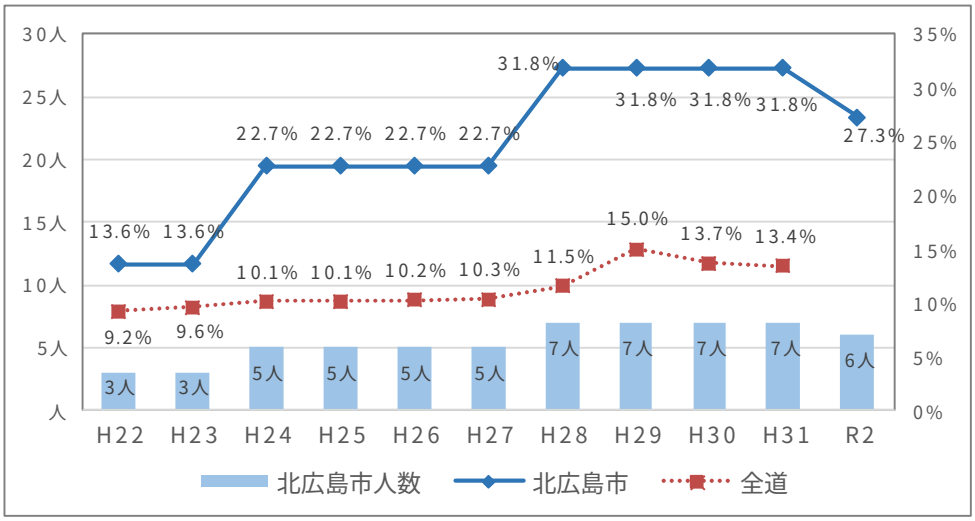

◇ 自治会長（町内会長）に占める女性の割合（平成３１年４月１日現在）

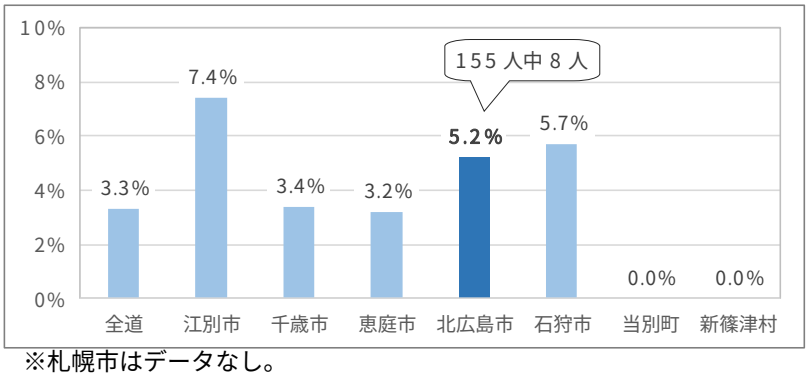

※札幌市はデータなし。

◇ 市町村職員の管理職に占める女性の割合（平成３１年４月１日現在）

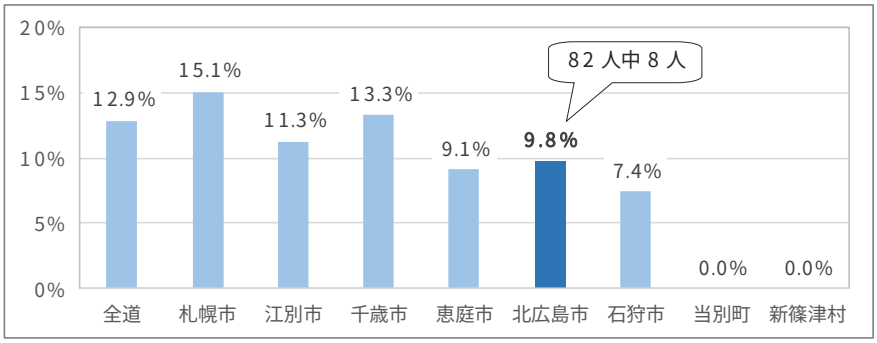

◇ 市町村職員の管理職に占める女性の割合の推移（各年４月１日現在）

	H28	H29	H30	H31	R2
北広島市	8.3%	10.8%	10.4%	9.8%	11.1%
全道	11.7%	12.1%	12.5%	12.9%	―

◇ 市町村職員の管理職に占める女性の割合（一般行政職のみ）（平成３１年４月１日現在）

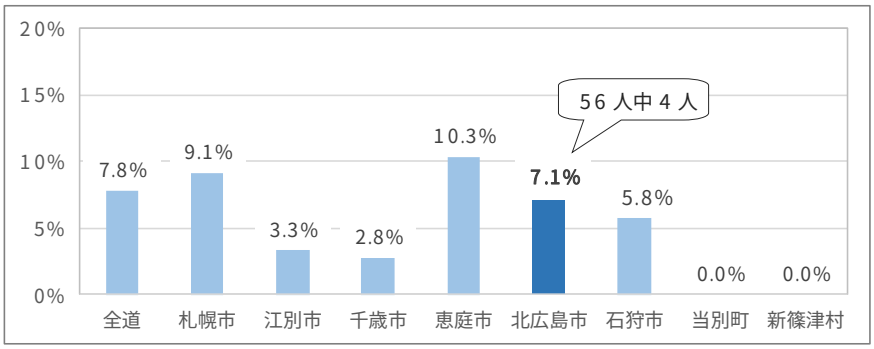

◇ 市町村職員に占める女性の割合（平成３１年４月１日現在）

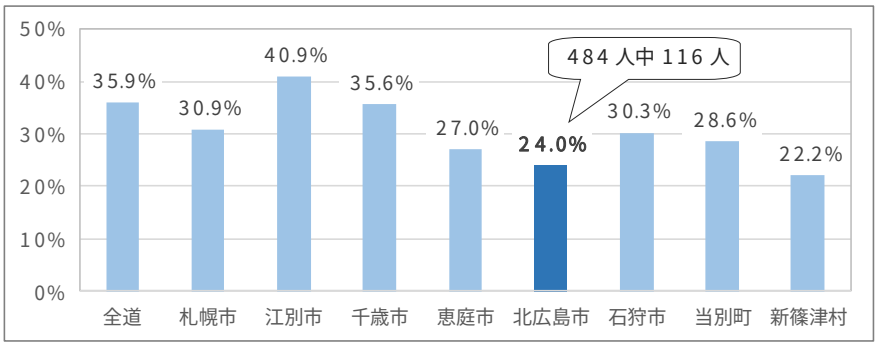

● 北広島市の女性の労働力率の推移

基本目標III

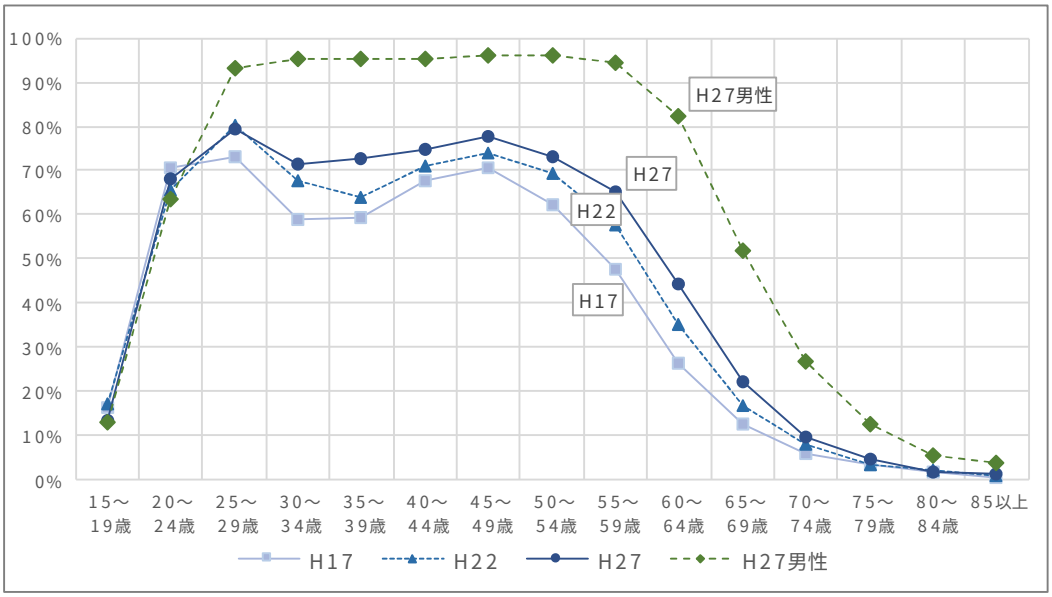

（総務省統計局　国勢調査結果）

本市の女性の労働力率について年代別に見ると、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下する、いわゆる M 字カーブを描いていますが、平成 17 年以降の推移を見ると、落ち込みが少なくなり改善が見られ、労働力率全体も上昇しています。しかし、男性と比較すると、大きな開きがあります。

● 内閣府による男女間における暴力に関する調査結果（平成 29 年度調査）
これまでの配偶者からの暴力（身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要）の被害経験の有無

基本目標IV

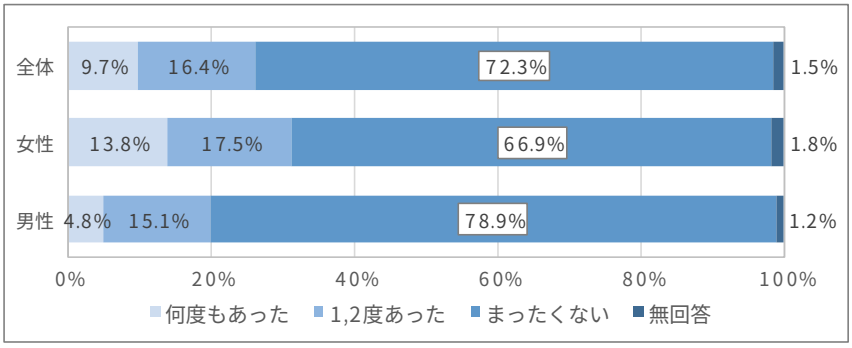

● 北広島市における暴力相談（DV 相談）の状況

基本目標IV

年度	新規	継続	一時保護	
			援助センター	シェルター
H29	32	18	2	1
H30	10	14	0	1
R1	14	2	4	0

相談対応窓口
北広島市役所保健福祉部子ども家庭課　母子・父子自立支援員

≪男女共同参画関連法等の動き≫　1975 年国際婦人年以降

年	国及び国連	北海道	北広島市
１９７５年	**国際婦人年** ■　世界行動計画（ﾒｷｼｺ世界女性会議）		
１９７７	■「国内行動計画」策定		
１９７８		■「北海道婦人行動計画」	
１９８０	**女子差別撤廃条約（ｺﾍﾟﾝﾊｰｹﾞﾝ世界会議）**		
１９８１		■「北海道婦人行動計画推進協議会（後の北海道女性会議）設置	
１９８５	**ナイロビ将来戦略勧告～目標年次 2000 年（国連婦人の 10 年ナイロビ世界会議）** ■「国籍法」改正 ■「女子差別撤廃条約」批准 ■「男女雇用機会均等法」公布		
１９８７	■「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	■「北海道女性の自立プラン」策定	
１９９１	■「育児休業法」公布	■「北海道女性プラザ」の設置	
１９９３	■「パートタイム労働法」施行		
１９９５	**北京宣言行動綱領（北京第４回世界女性会議）** ■「育児・介護休業法」公布施行	■「北海道男女平等参画懇話会」の設置	
１９９６	■「男女共同参画 2000 年プラン」策定		
１９９７	■「男女雇用機会均等法」改正 ■「介護保険法」公布	■「北海道男女共同参画プラン」策定	
１９９９	■「男女共同参画社会基本法」公布施行		■「北広島市女性プラン推進委員会」設置 ■市職員対象「職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する基本方針」（ﾏﾆｭｱﾙ作成・相談と苦情処理窓口設置）
２０００	**国連特別総会「女性 2000 年会議」（ﾆｭｰﾖｰｸ国連本部）** ■「男女共同参画基本計画」策定 ■「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布施行 ■「児童虐待防止法」施行		
２００１	■「配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布施行	■「北海道男女平等参画推進条例」公布施行 ■北海道男女平等審議会設置	**■「きたひろしま男女平等参画プラン」策定**
２００２		■「北海道男女平等参画基本計画」策定（男女平等参画苦情処理委員設置）	■北広島市男女平等参画推進会議設置
２００３	■「次世代育成支援対策推進法」公布施行 ■「少子化社会対策基本法」公布施行 ■「性同一性障害者の性別の取扱の特例に関する法律」公布		
２００４	■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	■「北海道男女平等参画チャレンジ賞」を創設	
２００５	**国連婦人の地位委員会「北京+10」世界閣僚会合（ﾆｭｰﾖｰｸ国連本部）** ■「男女共同参画基本計画（第２次）」策定 ■「女性の再ﾁｬﾚﾝｼﾞ支援ﾌﾟﾗﾝ」決定 ■育児・介護休業法改正施行		■性同一性障害の方へ配慮した各種申請書等の見直し ■「北広島市次世代育成支援対策推進行動計画」策定
２００６	■「男女雇用機会均等法」改正 ■「女性の再ﾁｬﾚﾝｼﾞ支援ﾌﾟﾗﾝ」改定	■「北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基計画」策定	
２００７	■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ■「仕事と生活の調和(ﾜｰｸ・ﾗｲﾌ・ﾊﾞﾗﾝｽ)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		■「北広島市男女平等参画懇話会」設置 ■「きたひろしま男女平等参画プラン（改定版）」策定
２００８	■「パートタイム労働法」改正施行 ■「次世代育成支援対策推進法」改正 ■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」告示	■「第２次北海道男女平等参画基本計画」策定	■男女平等参画に関する市民意識調査の実施 ■「男女平等参画～気づきと実践のための職員ガイドブック」発行（市職員用）

年	国及び国連	北海道	北広島市
２００９	■「育児・介護休業法」改正	■「第２次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」策定	■男女平等参画に関する市民意識調査結果報告
２０１０	**国連婦人の地位委員会「北京+10」記念会合（ﾆｭｰﾖｰｸ国連本部）** ■「第３次男女共同参画基本計画」策定		
２０１１	**ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関（ＵＮ　Ｗｏｍｅｎ）発足**		■「第２次きたひろしま男女共同参画プラン」策定
２０１２	**国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択** ■『「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画』策定		
２０１３	■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正		
２０１４	■「次世代育成支援対策推進法」改正 ■「パートタイム労働法」改正	■「第３次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画」策定	
２０１５	**国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合（ﾆｭｰﾖｰｸ国連本部）** **国連総会「持続可能な開発のための2030アジェンダ（ＳＤＧｓ）」採択（ﾆｭｰﾖｰｸ国連本部）** ■「女性の職業生活における活躍の支援に関する法律」成立、一部施行 ■「第４次男女共同参画基本計画」策定		
２０１６	■「男女雇用機会均等法」改正 ■「育児・介護休業法」改正 ■「女性の職業生活における活躍の支援に関する法律」完全施行	■「北海道女性活躍推進基本計画」策定	
２０１７			■北広島市ワーク・ライフ・バランス推進事業助成制度開始
２０１８		■「第３次北海道男女平等参画基本計画（北海道女性活躍推進基本計画含む）」策定	
２０１９	■「男女雇用機会均等法」改正 ■「育児・介護休業法」改正 ■「女性の職業生活における活躍の支援に関する法律」改正	■「第４次北海道配偶者暴力防止、被害者保護及び支援等に関する基本計画」策定	■男女平等参画に関する市民意識調査の実施 ■「次期きたひろしま男女共同参画プラン策定方針」決定
２０２０	■「第５次男女共同参画基本計画」策定		
２０２１			■「第３次きたひろしま男女共同参画プラン」策定

令和元年度

男女共同参画に関する市民意識調査

結果報告書

令和元年９月

市民意識調査の概要

調査の目的

男女共同参画に関する市民の意識の変化や意向について把握し、「第3次きたひろしま男女共同参画プラン」の見直しなど、今後、市が取り組むべき施策の参考資料として活用します。

調査の方法と回収結果

（1）調査対象：18歳以上の市民1，000名（無作為抽出）

（2）調査期間：令和元年7月3日（水）～令和元年7月31日（水）

（3）調査方法：郵送による

（4）回答結果：有効回収数（率）　373人　37．3%

報告書の見方

（1）　回答率（各回答の百分率）は、回答総数を基数として算出し、小数第 2 位を四捨五入しました。このため、個々の比率の合計が 100.0%にならない場合（99.9 あるいは 100.1）があります。

（2）　複数回答（「2 つまで」「3 つまで」「いくつでも」など）を認めた質問では、回答者数を基数としているため、比率の合計が 100%を超えることがあります。

（3）　前回調査や国（内閣府）・北海道の調査に同様の設問がある場合、できるだけ他調査結果との比較を行いました。報告書の中でこれらの表記は以下のとおりとします。

「今回」：本調査（令和元年度）

「前回」：「男女平等参画に関する市民意識調査」（平成 25 年度）

「北海道」：「道民意識調査（男女平等参画について）」（平成 27 年度）

「道民意識調査（男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶について）」（平成 30 年度）

「内閣府」：「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成 28 年度）

回答者の属性

①男女別

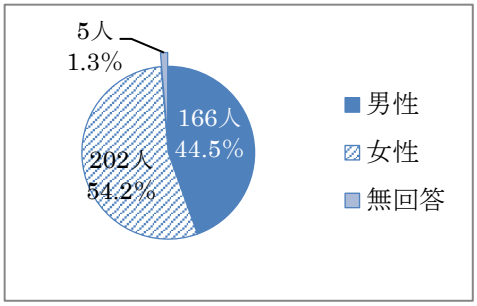

男女別の回答率は、回答者に占める女性の割合が男性より 9.7 ポイント高く、北広島市の男女比と概ね同じになっています。

②年齢別

回答者の年齢層は、男女ともに 60 代から 70 代が多くなっています。

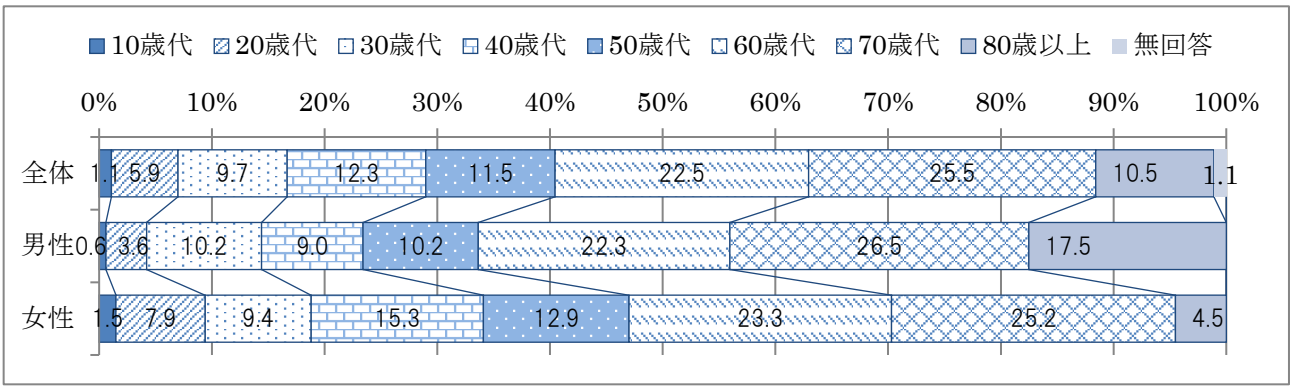

③地区別

回答者の地区別割合は、北広島市の人口地区別割合とほぼ同じとなっています。

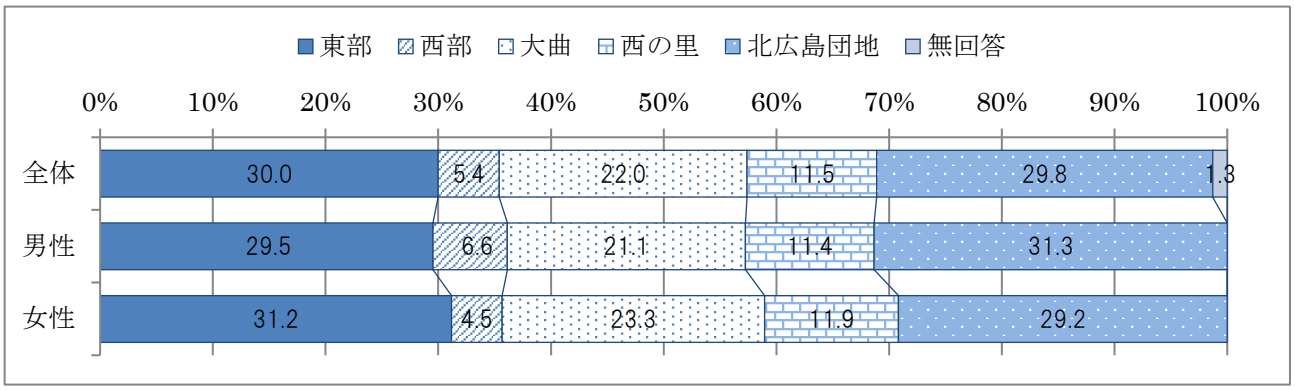

④職業別

職業別では、「無職」が一番多く、次いで「会社員・公務員」、「専業主婦・主夫」となっています。

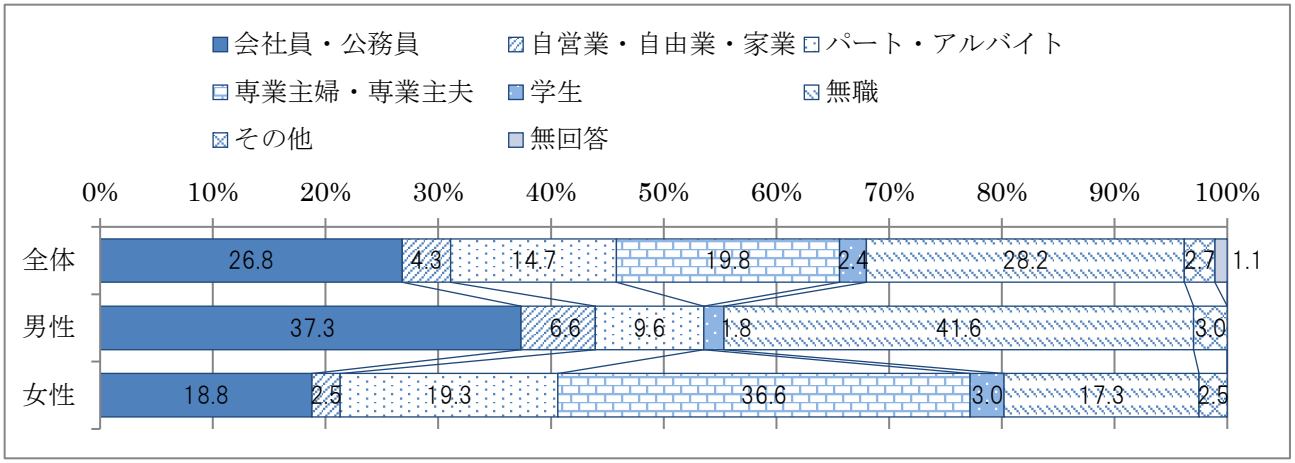

職業別の男女の割合

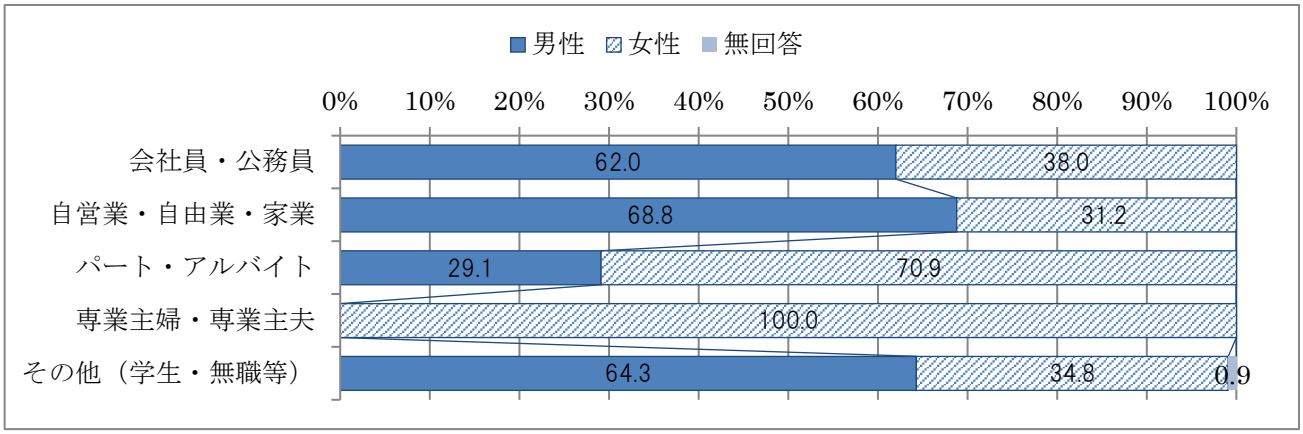

⑤未婚・既婚の別

75.6%が既婚者で、そのうち 52.8%は共働き以外と回答しています。

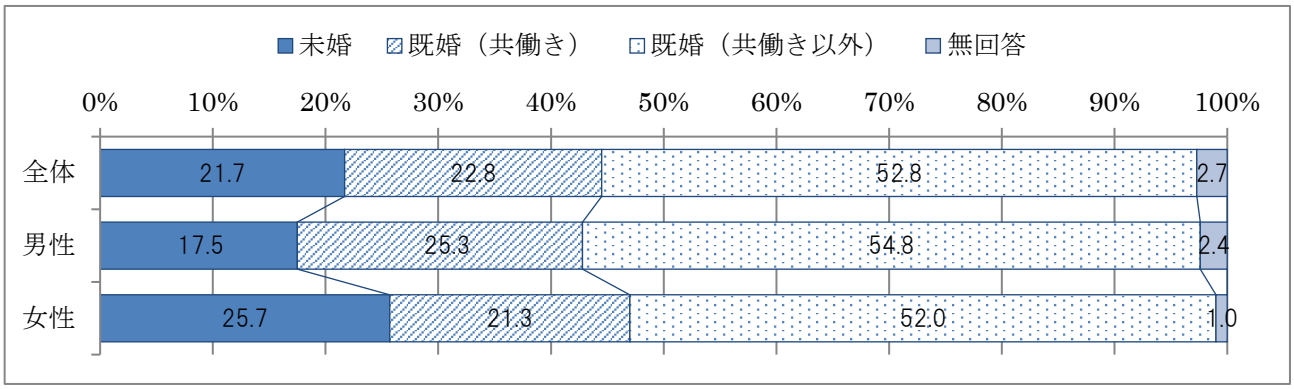

⑥子どもの有無

71.6%の方に子どもがいます。

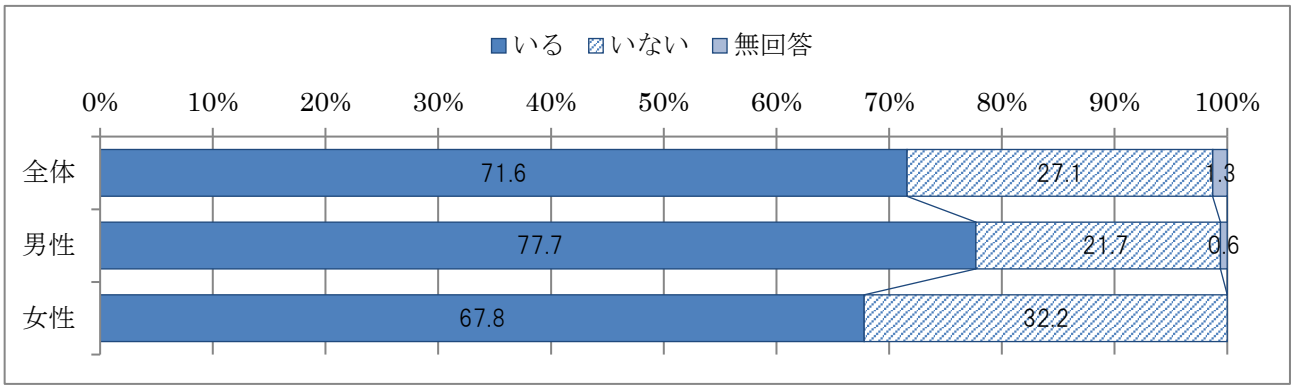

調査項目（全 15 問）

	北広島市（今回調査）	内閣府	北海道	北広島市（前回調査）
1	男女共同参画社会に関する意識について	○	○	○
2	「男女共同参画」に関する用語の認知度について	○		○
3	「男は仕事、女は家庭」という考え方について	○	○	○
4	政治・行政に対する女性の意見の反映			○
5	女性が職業を持つことについて	○		○
6	女性が働きやすい状況にあるか			○
7	「仕事」,「家庭生活」,「地域・個人生活」の関わり方	○		○
8	ワーク・ライフ・バランスが実現した社会であると思うか			
9	男性が、育児休業や介護休業を利用することについて			
10	男女がともに、家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと	○	○	○
11	DV（配偶者等からの暴力）の認識		○	○
12	DV 相談窓口の認知度について			
13	セクシュアル・ハラスメントを受けた経験について			○
14	北広島市に求めること			○
15	男女共同参画のあり方についての意見・提案			○

男女共同参画社会に関する意識について

男女の地位の平等意識

問1　あなたは、次にあげる各分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。あなたの気持ちに最も近い番号を選んでください。**（それぞれの分野で○は1つ）**

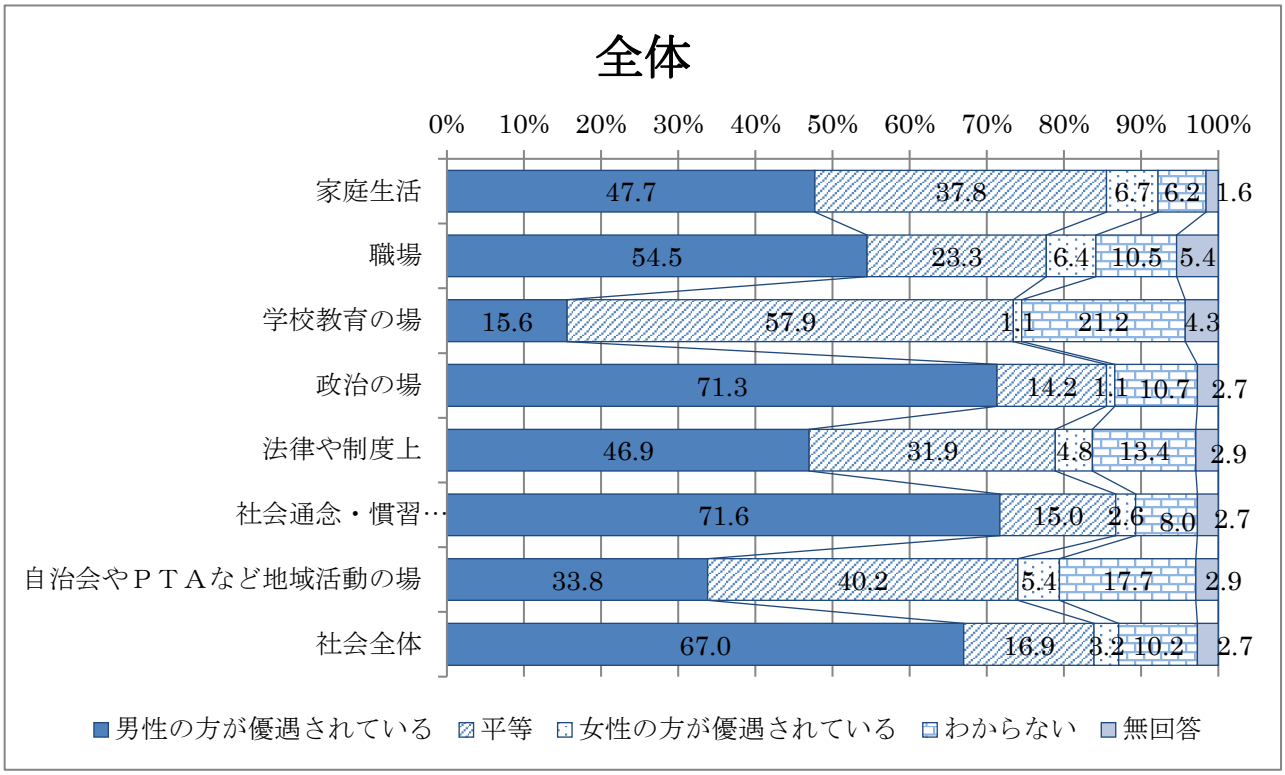

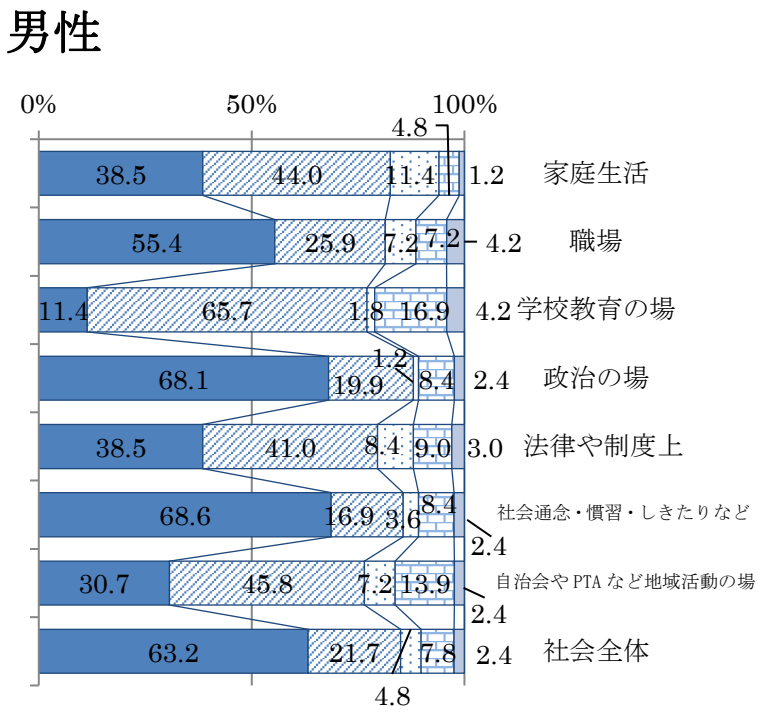

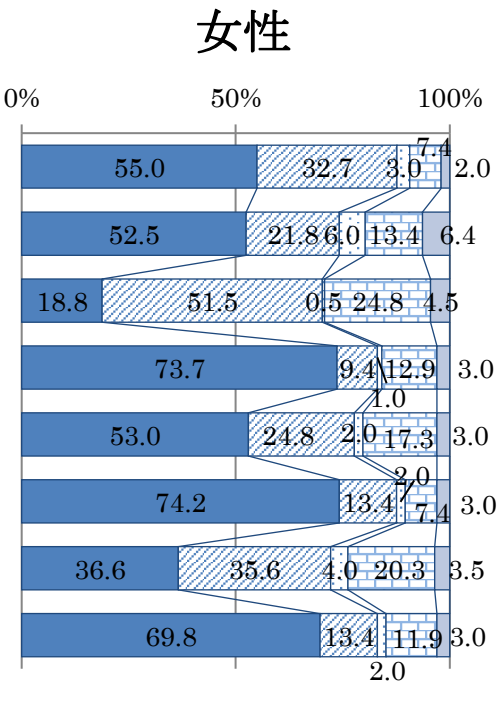

◆「平等」と回答した人の割合（前回調査との比較）

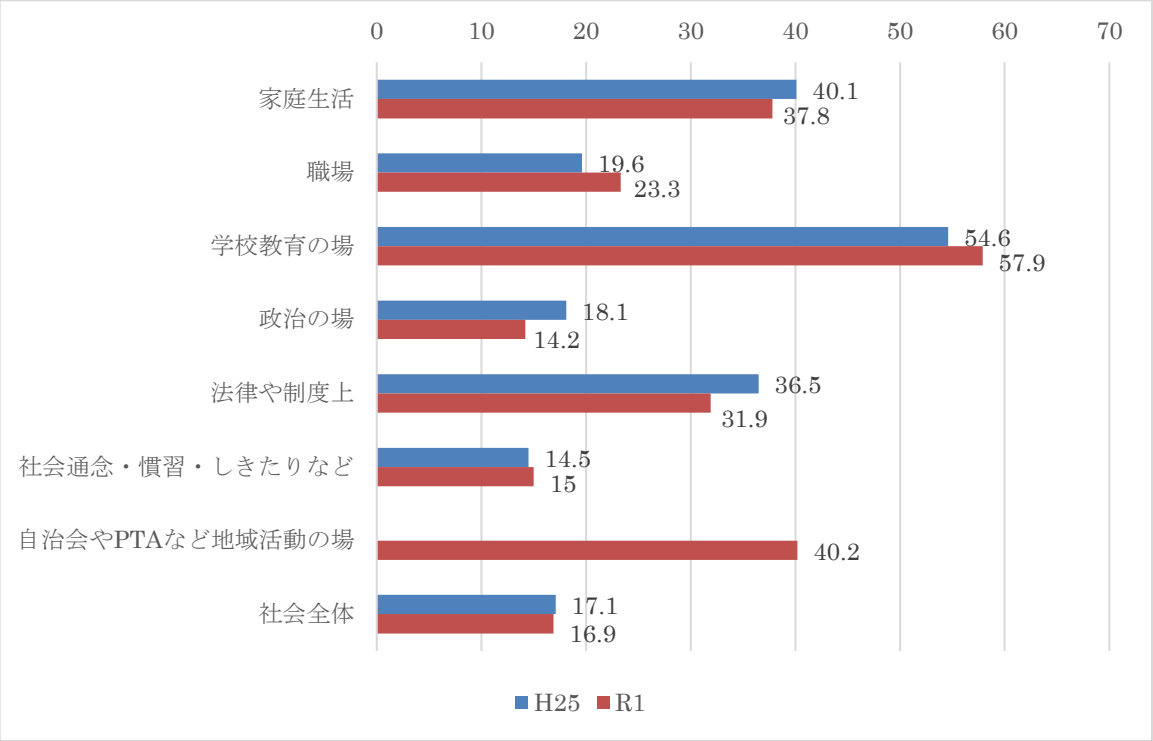

◆「平等」と回答した人の割合（国・北海道との比較）

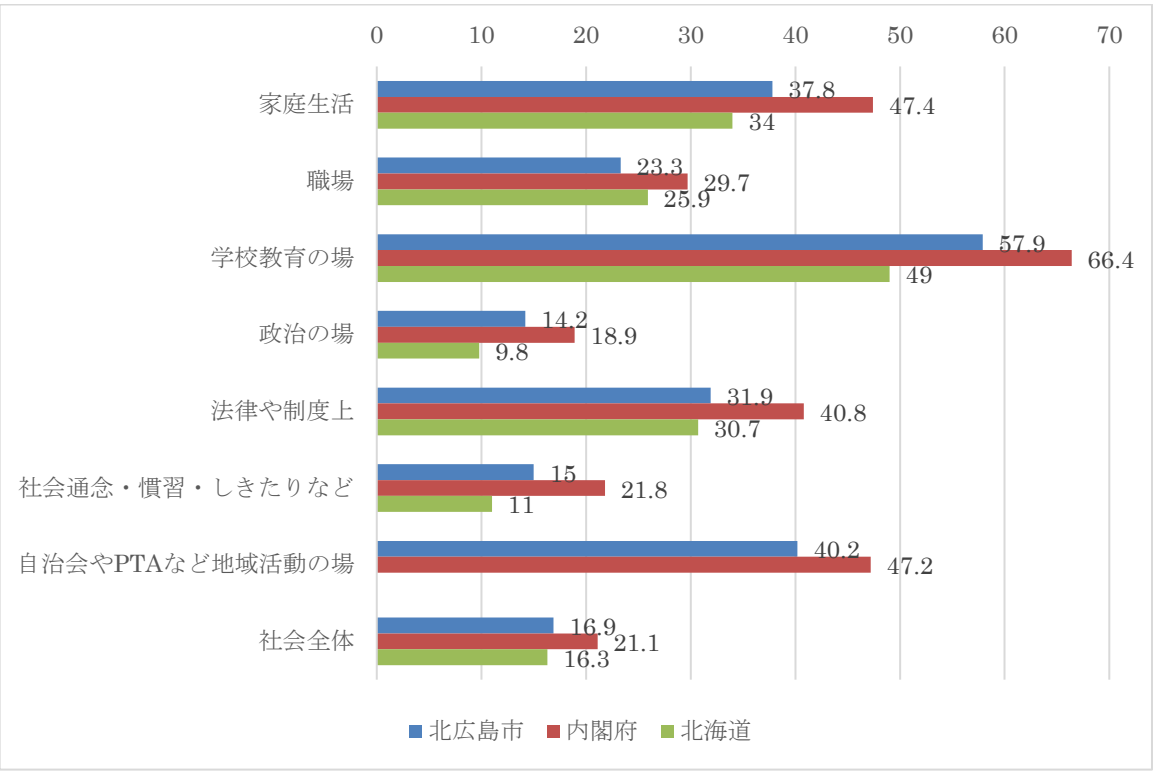

「男女共同参画」に関する用語の認知度

問2　次にあげる言葉のうち、あなたが見たり聞いたりしたことがあるものはどれですか。**（該当するものすべてに○）**

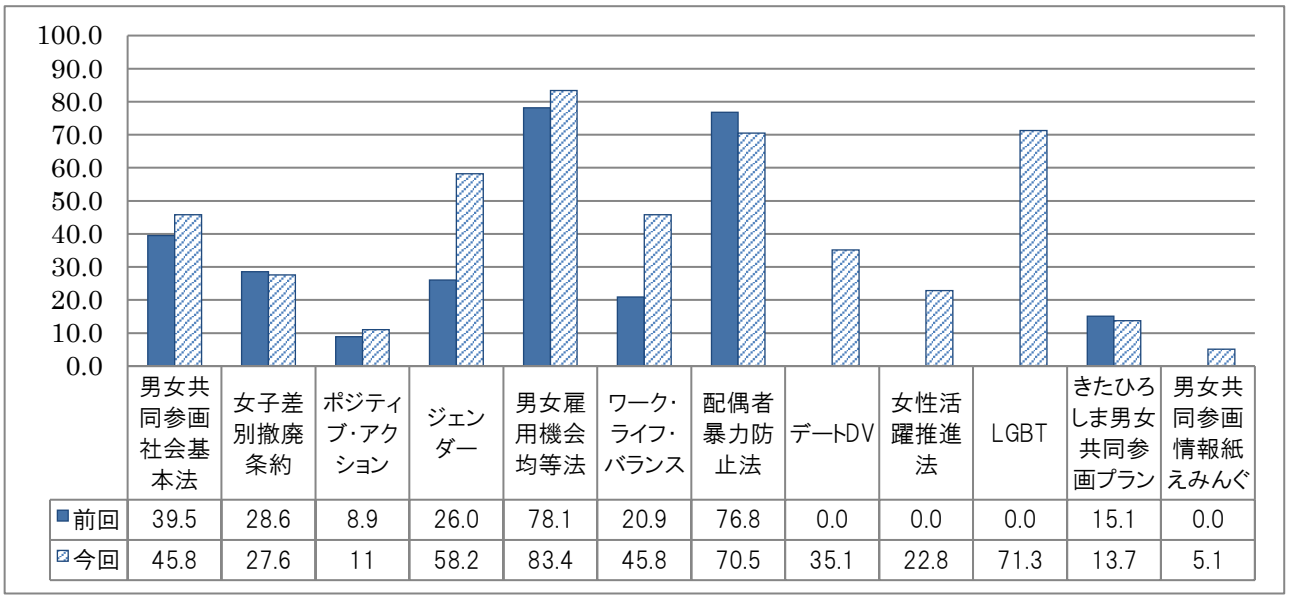

	男女共同参画社会基本法	女子差別撤廃条約	ポジティブ・アクション	ジェンダー	男女雇用機会均等法	ワーク・ライフ・バランス	配偶者暴力防止法	デートDV	女性活躍推進法	LGBT	きたひろしま男女共同参画プラン	男女共同参画情報紙えみんぐ
■前回	39.5	28.6	8.9	26.0	78.1	20.9	76.8	0.0	0.0	0.0	15.1	0.0
▨今回	45.8	27.6	11	58.2	83.4	45.8	70.5	35.1	22.8	71.3	13.7	5.1

男女共同参画に関する用語のうち、見たり聞いたりしたことがあるものを聞いています。

「男女共同参画社会基本法」については前回（平成25年度）の39.5%に比べて45.8%、「男女雇用機会均等法」については、前回78.1%に比べて83.4%とやや認知が進んでいます。「ジェンダー」については、前回の26.0%に比べて58.2%と大幅に認知が進みました。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について

問3　あなたは「男は仕事、女は家庭」という考え方をどう思いますか。（○は1つ）

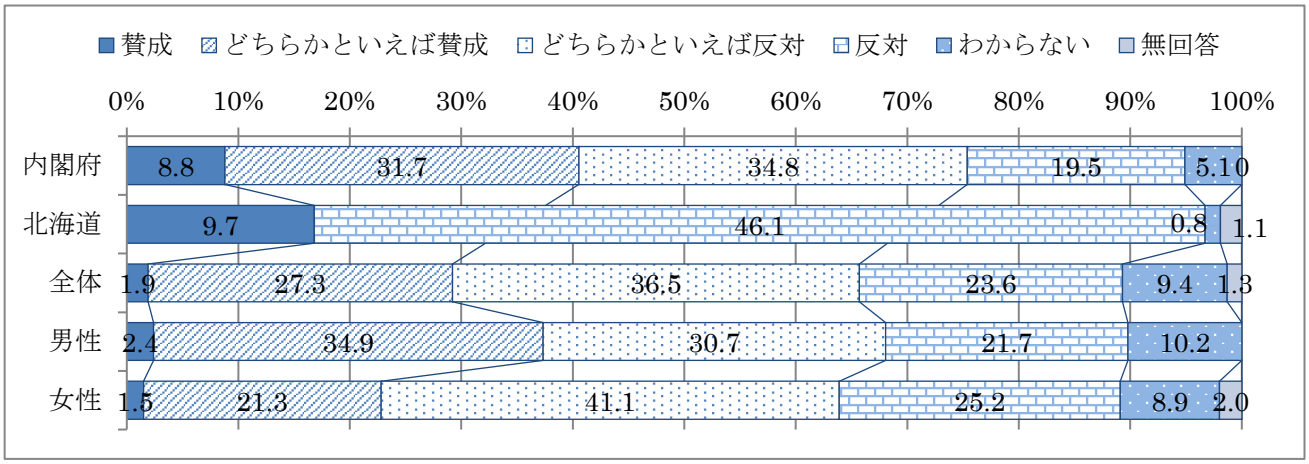

「賛成」、「どちらかといえば賛成」と回答した方の割合が 29.2%（前回調査 33.2%）となっており、「反対」、「どちらかといえば反対」と回答した方の割合が 60.1%（前回調査 52.3%）と、前回に比べて反対派がやや増えています。

◆前回調査との比較

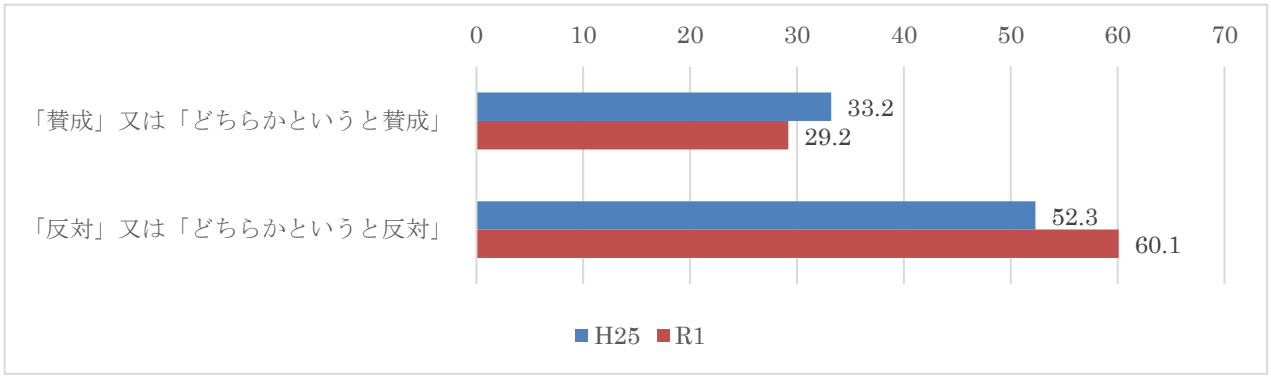

政治・行政に対する女性の意見の反映

問4　あなたは、現在、女性の意見が政治や行政にどの程度反映されていると思いますか。（○は1つ）

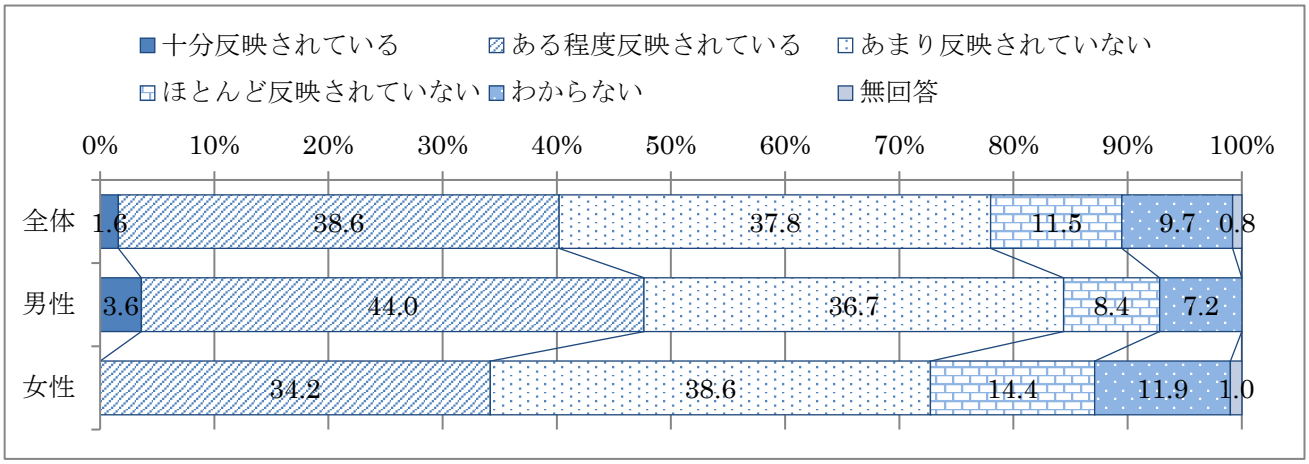

「ある程度反映されている」と回答した方の割合が 38.6%で最も多くなっていますが、男女別にみると女性は、「あまり反映されていない」と回答した方の割合が 38.6%と最も多くなっています。

◆前回調査との比較

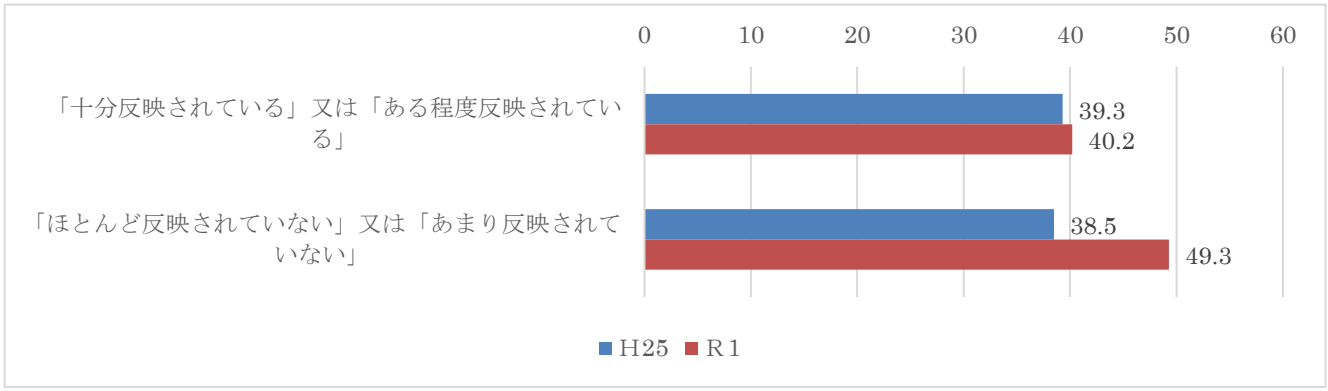

職業について

女性が職業をもつことについて

問5　あなたは、女性が職業をもつことについて、どう思いますか。（○は1つ）

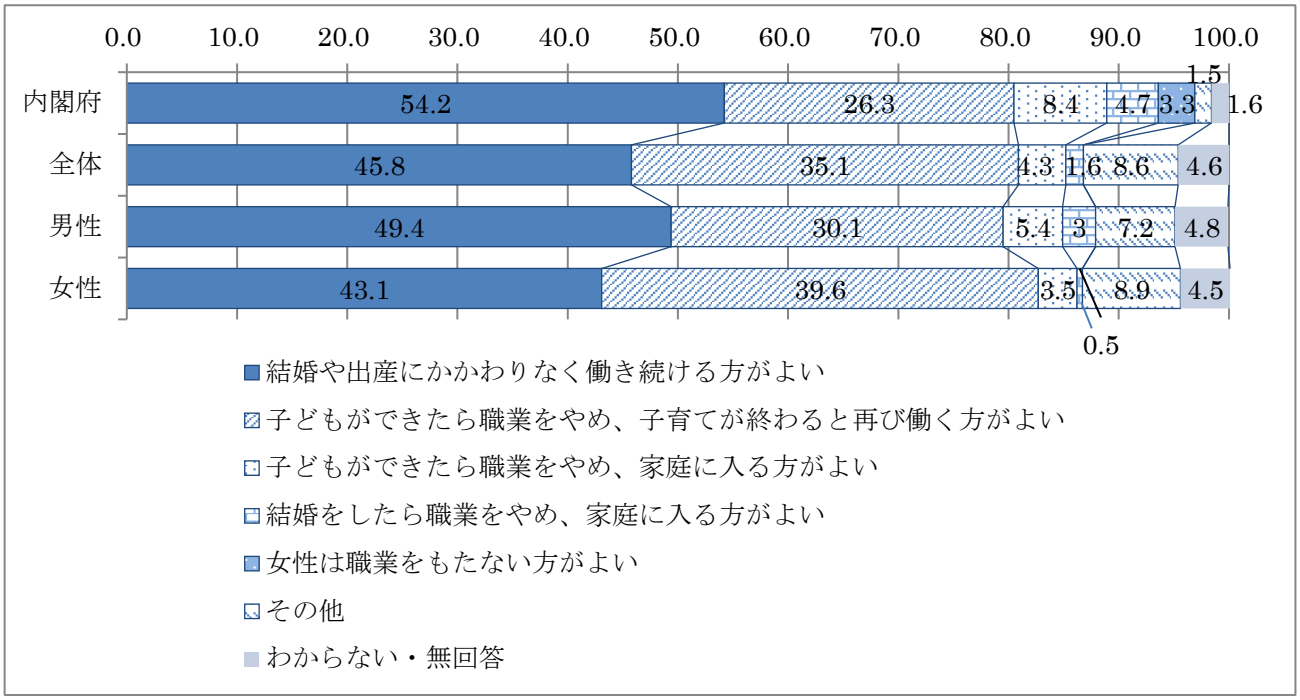

「結婚や出産にかかわりなく働き続ける方がよい」と回答した方の割合が 45.8%（前回調査 43.1%）と最も高くなっており、次に、「子どもができたら職業をやめ、子育てが終わると再び働く方がよい」と回答した方の割合が 35.1%（前回調査 31.6%）となっています。

◆前回調査との比較

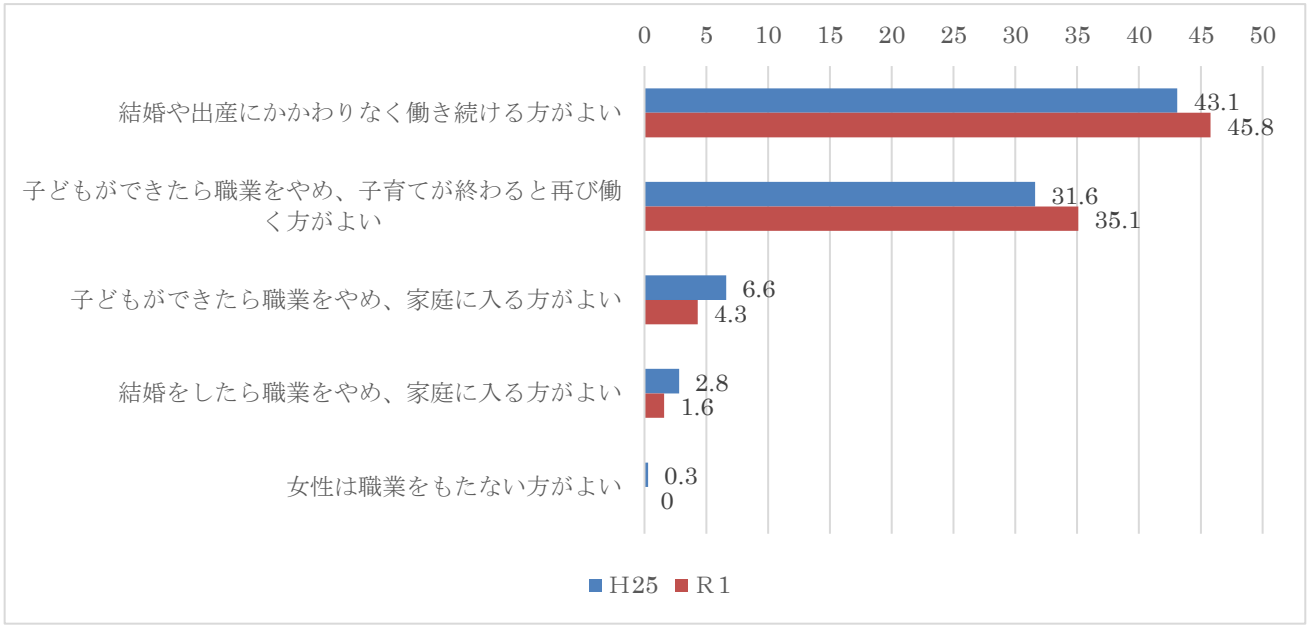

年齢別「結婚や出産にかかわりなく働き続ける方がよい」と思う人の割合

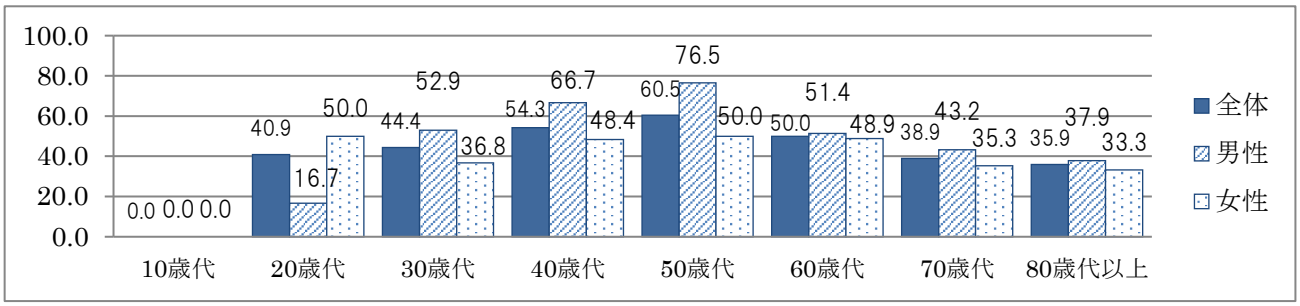

その他欄記載事項

- 個人の自由(20 代女性)
- フルタイムではなく短時間で、もしくは早くあがれることができる仕事。子持ちの場合。(20 代女性)
- 教育費等育児にかかる経済的負担を補う(40 代女性)
- 結婚、出産に関わらず、自分が働きたいと思った時にすんなりと働きたい。(無回答)
- 家庭の経済状況、他を考え、夫婦で話し合って決めればよいと思う。(60 代女性)
- 回答が決めつけられるようなものだけでおかしいと思う。職業を持つことは良いと思うが、基本的にそのあとは自由だと思うので、それはその他しかないのか。(50 代女性)
- どちらでもよい(無回答)
- 個人の選択(70 代男性)
- 本人次第(80 代男性)
- 個々の意思による。私は周囲の理解、協力もあり働き続けられました。(60 代女性)
- 自己の意志で選択可能な社会(70 代男性)
- 本人が考えるべき(60 代女性)
- 時と場合による。自分のやりたいことをやればよい。(10 代女性)
- 子育てしながら働ける制度や風土が必要。(40 代女性)
- 子供ができたら職業をやめ、金銭的余裕がなければ働く方がよい。(20 代男性)
- 自由、本人意志(40 代男性)
- その人の考えでいいと思います。(30 代男性)
- 家庭の事情によって違う。(60 代男性)
- やはり経済状況によると思う。(40 代女性)
- 男女関係なく、本人が決めればよい。(30 代男性)
- それぞれ希望するとおりになればいい。一人一人が違うと思う。(30 代女性)
- 働きたかったら働けばいいと思う。(30 代女性)
- それぞれの家庭が考えるべき。(50 代男性)
- 個々の家庭、価値観によっても、家庭の経済状況によっても変わってくるので、それぞれの考え方で良いと思うから。ただ、受け入れる側(政治、行政)の環境づくりが大事。(60 代女性)
- 個々の状況により一概ではないが、働き方などの選択肢が多肢ある方がよい。(30 代男性)
- 本人の意思が反映されることが大切。(30 代男性)
- 女性の性格や適性による。また、家庭環境(男性の家事、育児などの意識)にもよる。(30 代女性)
- 各人の環境や考え方による。どちらが正解でもない。(50 代女性)
- 女性一人ひとりも考え方が違うので、個々の希望に合った生活ができればよい。(30 代女性)
- 「女性が」ではなく、「個人が」何を望むかが重要。仕事をしたい人、家族を大事にしたい人、それぞれあるものを「女性」で一括にしようとすることが、まずもっての障害だと思います。(30 代男性)
- その人の自由、好きにしたらいいと思う。(20 代男性)

■　各家庭の事情に合わせて考え方があると思う。（30 代女性）

女性が働きやすい社会

問6　あなたは、今の社会は女性が働きやすい状況にあると思いますか。**（○は1つ）**

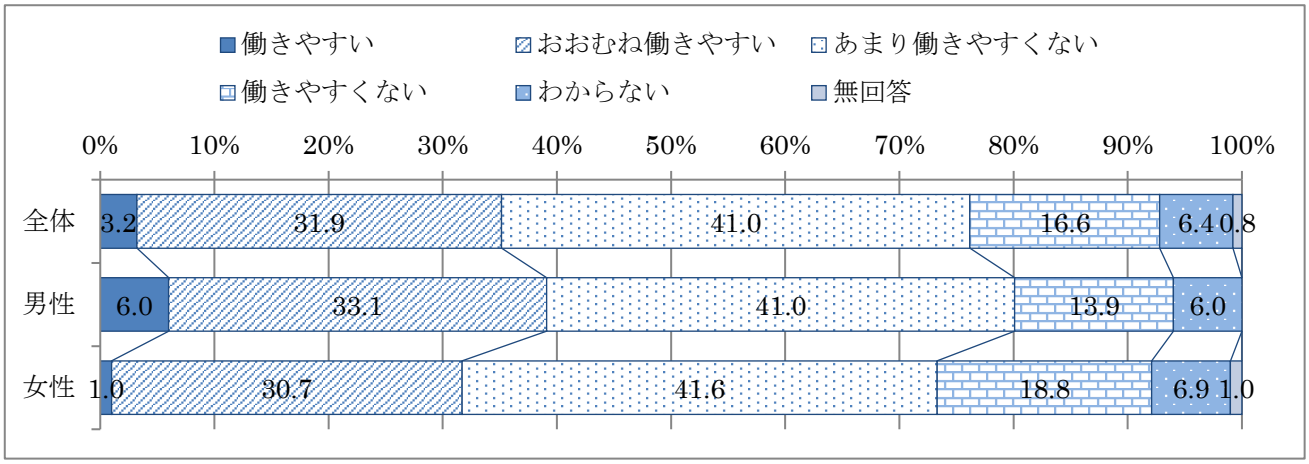

「働きやすくない」「あまり働きやすくない」と回答した人の割合を合わせると、57.6%と半数を超えています。

◆前回調査との比較

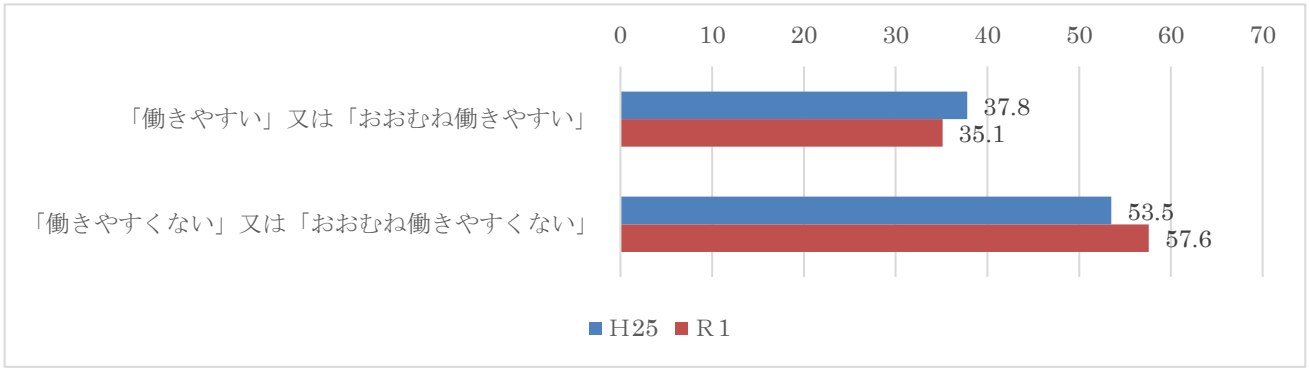

働きやすくない理由

問 6-1　女性が「働きやすくない」大きな原因と思うものを選んでください。**（○は5つまで）**

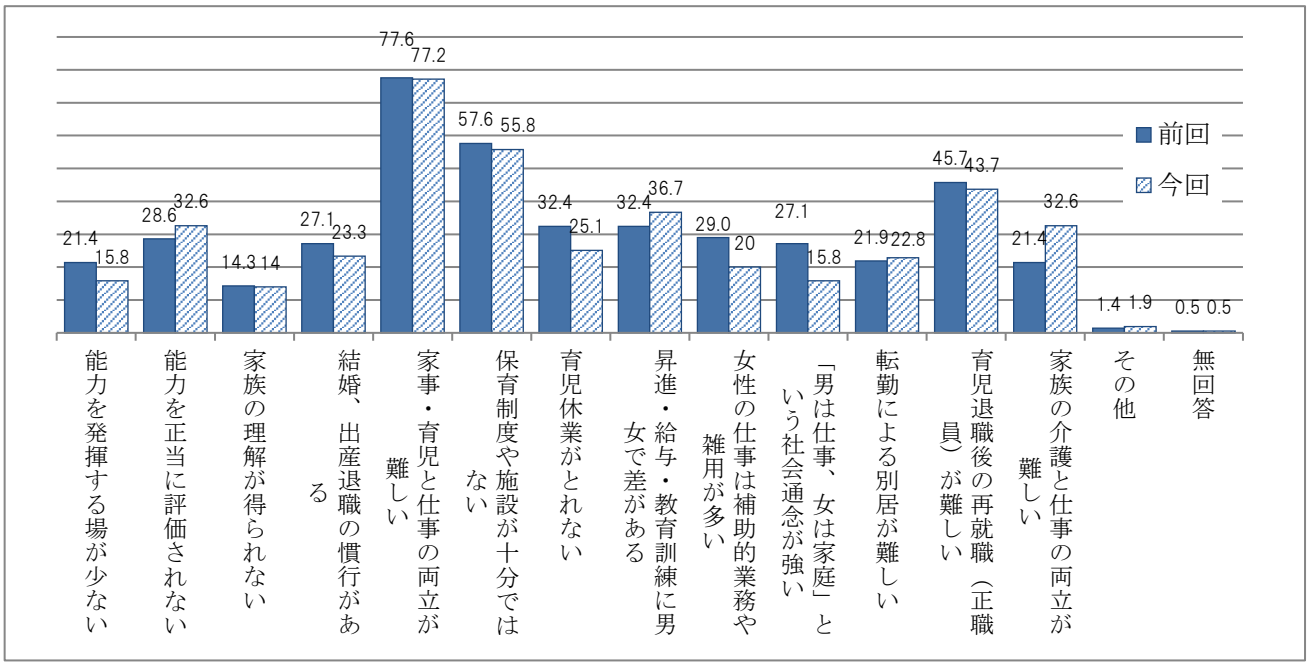

問 6 で「あまり働きやすくない」「働きやすくない」と回答した人 57.6%（215 人）の中で、働きやすくない大きな原因は「家事・育児と仕事の両立が難しい」ためと回答した人が 77.2%と最も多く、次いで「保育制度や施設が十分ではない」と回答した人が 55.8%と、以上 2 つの項目で半数以上の人が回答をしています。

前回調査と比較すると、「能力を正当に評価されない」「昇進・給与・教育訓練に男女で差がある」「家族の介護と仕事の両立が難しい」が回答率を上げ、「能力を発揮する場が少ない」「育児休業が取れない」「女性の仕事は補助的業務や雑用が多い」「『男は仕事、女は家庭』という社会通念が強い」の回答率が下がっており、これらの分野については状況が改善されていることがわかります。

その他欄記載事項

- たくさん働きたくても 103 万円とか 130 万円とかの壁がある。働ける人はいくら働いてもいいと思う。（50 代女性）
- 女性自身の自己主張が影響している（70 代男性）
- 結婚してないしわからない。（10 代女性）
- 女性全般の知識、能力不足（60 代男性）

「仕事」，「家庭生活」，「地域・個人の生活」の関わり方

問7　生活の中で、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」（地域活動・学習・趣味・付き合い等）の優先度について、あなたの「希望」と「現実（現状）」に最も近いものを選んでください。**（それぞれ○は1つ）**

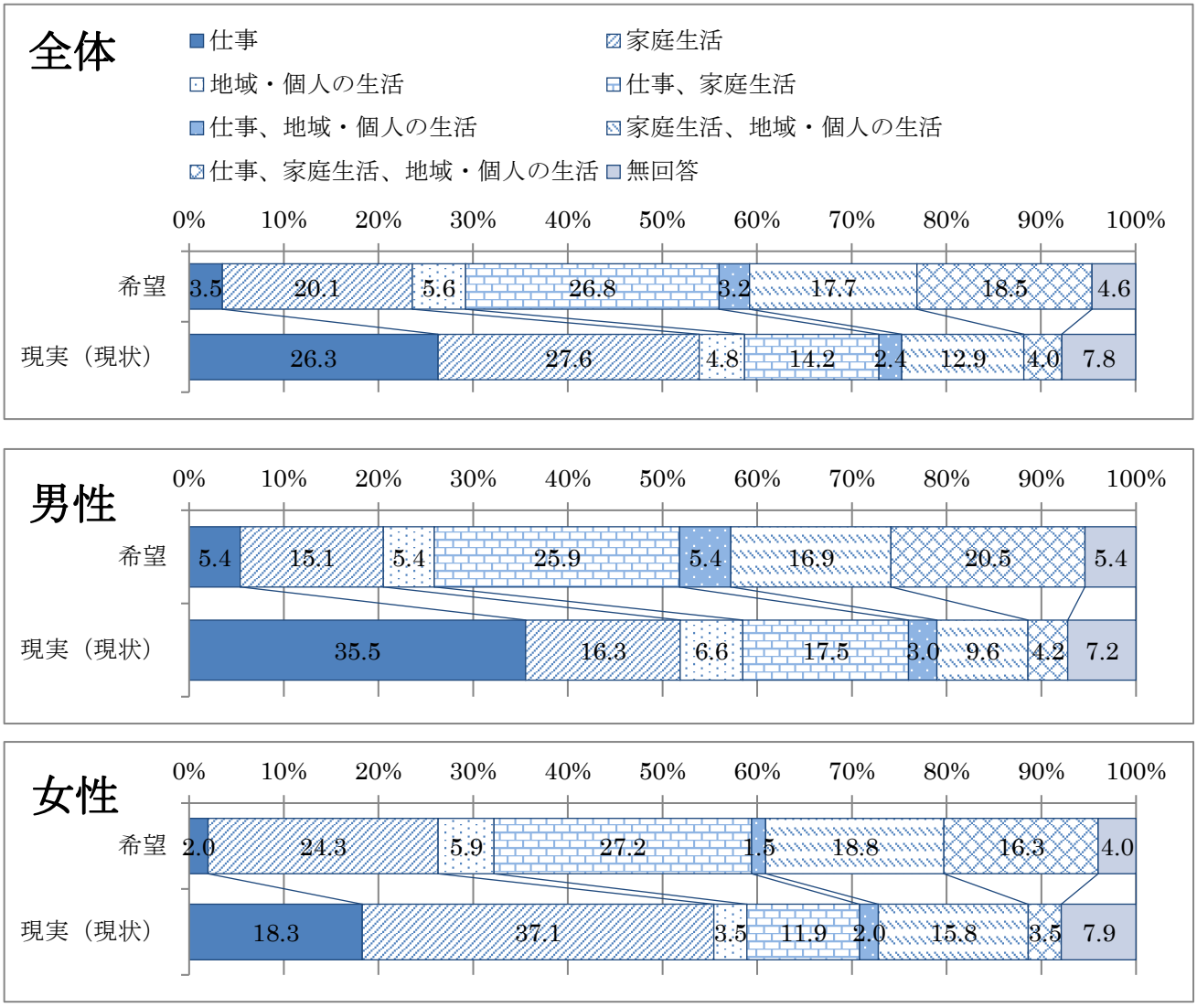

「希望」としては、「仕事と家庭生活を優先したい」と回答した割合が 26.8%と最も高く、次いで、「家庭生活を優先したい」と回答した人が 20.1%となっている。

しかし現実（現状）は「家庭生活を優先している」と回答した人の割合が 27.6%と最も高く、次いで「仕事を優先している」と回答した人の割合が 26.3%となっている。

ワーク・ライフ・バランスの実現

問8　あなたは、今の社会はワーク･ライフ･バランス（働く人が育児や介護、趣味、重要といった仕事以外の生活と仕事との調和をとり、その両方を充実させる働き方･生き方）が実現した社会であると思いますか。（○は１つ）

「ワーク･ライフ･バランスがどちらかといえば実現していない」と回答した人の割合が 35.7%と最も高く、次いで「ワーク･ライフ･バランスが実現していない」と回答した人の割合が 31.4%となっている。

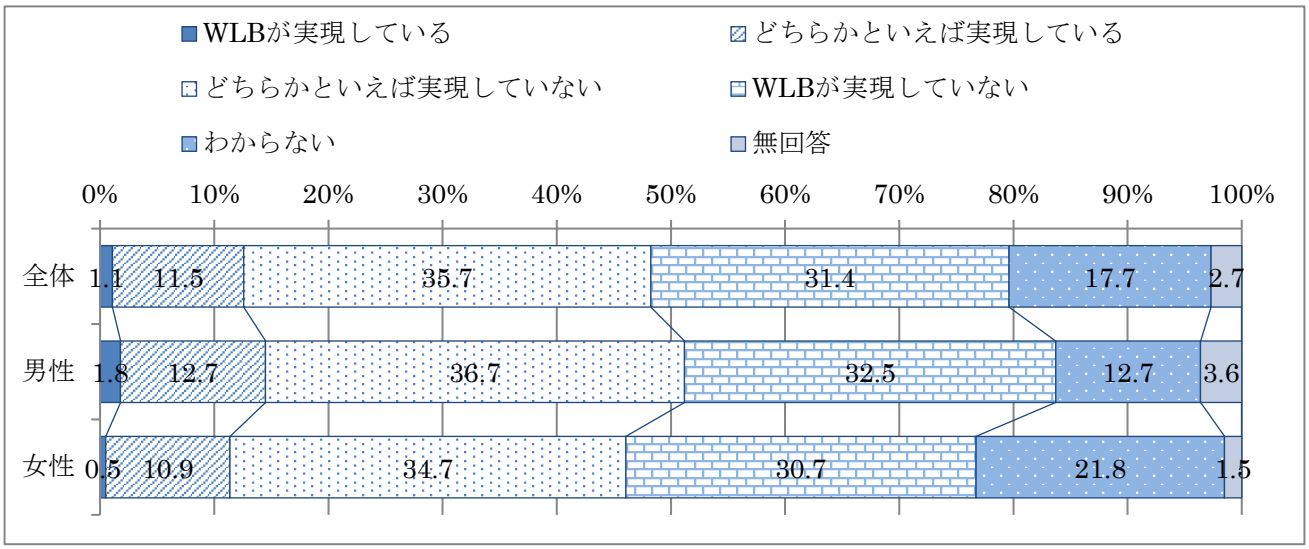

男性が育児休業や介護休業を利用することについて

問9　あなたは、男性が、法律に基づく育児休業や介護休業を利用することについてどう思いますか。(○は１つ)

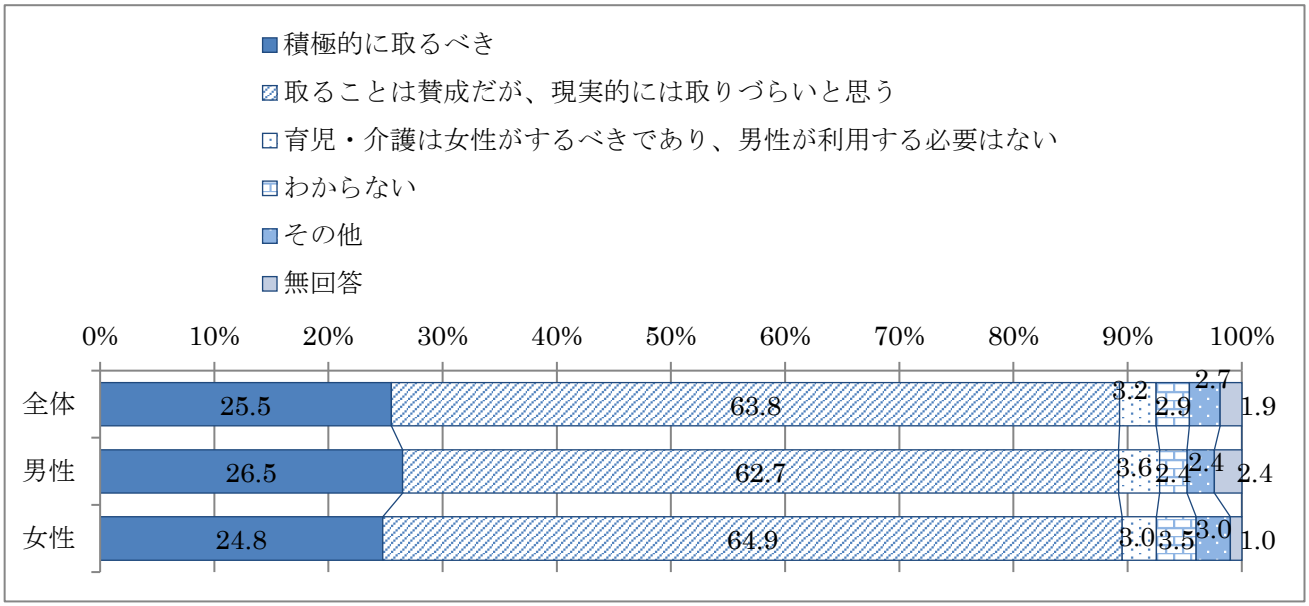

「取ることは賛成だが、現実的には取りづらいと思う」と回答した人の割合が 63.8%と最も高くなっている。

その他欄記載事項

- 休業中にすべきことを実行するのであれば取るべき。遊んだり休業本来の目的に反する行動をするなら必要ない(20 代女性)
- 男性が育児休業をとっても、それだけ専念できるか問題点と思う。(60 代女性)
- 取る必要がどうしても必要な人(男性)は取ればよい。むやみに(安易に)取るのは反対。(70 代男性)
- 家庭の事情により違う。(60 代男性)
- 利用すべき状況であれば利用すればいいと思う。(30 代男性)
- 育児は母親すべきで、しっかり子供をしつけて育ててほしい。介護は男女で行うのが良いと思います。(50 代女性)
- 男性と女性で出来ることを協力して行うのが良い。(70 代女性)
- 「積極的に取るべき」と決めつける必要はないが、休業制度の利用を希望する場合に取りやすい環境を作る必要がある。(30 代男性)
- 各家庭の事情による。男性、女性に関係なく、取りづらい会社が多いように思う。(50 代女性)

男女がともに、家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと

問 10　男女がともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためにどのようなことが必要だと思いますか。**(該当するものすべてに○)**

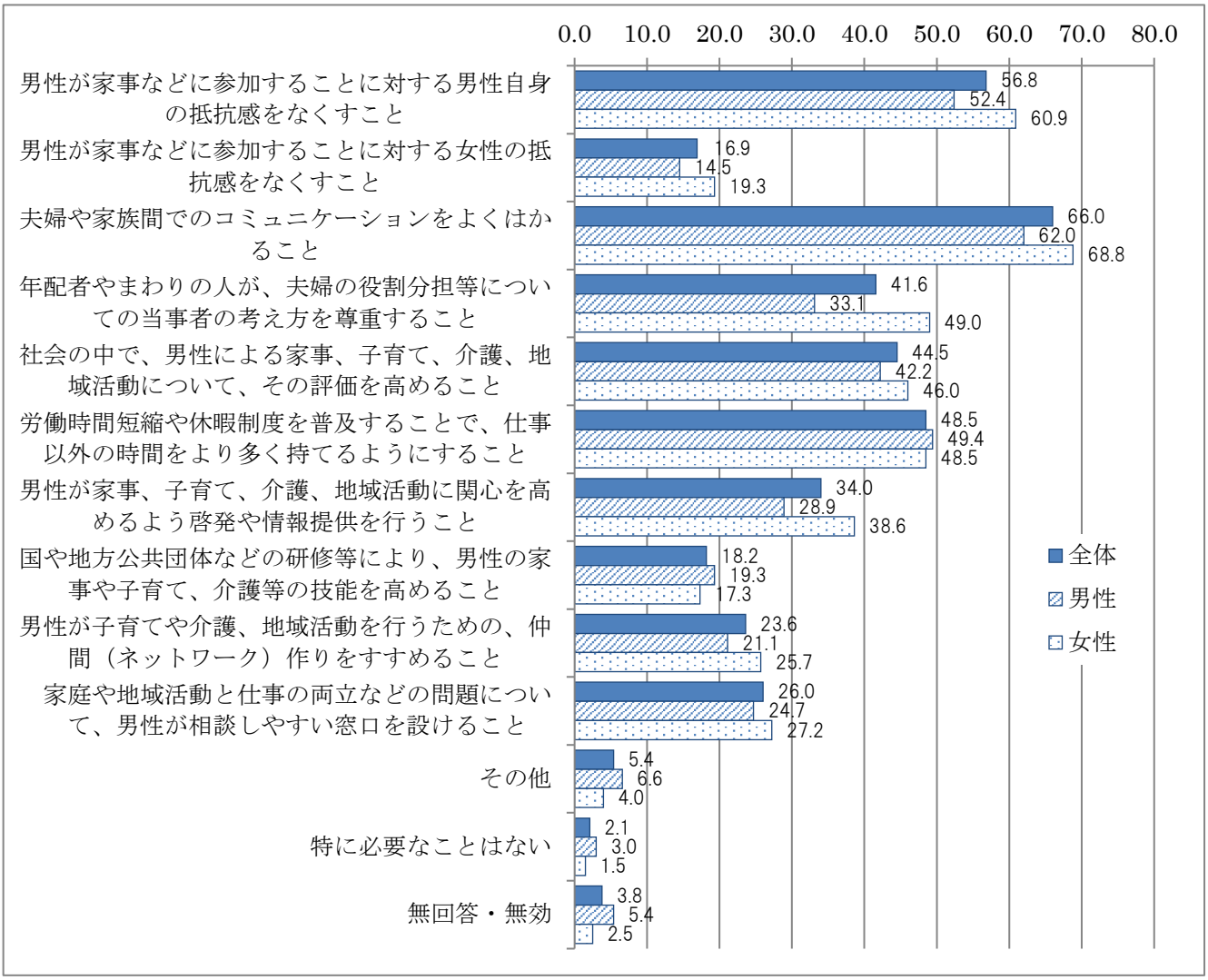

その他欄記載事項

- 学校等で男女平等、男性の育児、家庭に対して抵抗をなくすこと。(30 代女性)
- 男性の単身赴任(子供のいる家庭)はやめること。(70 代男性)
- 現場の理解が必要。(70 代女性)
- まずやりたいか。やりたい人がやるのがよい。(無回答)
- 保育所や学童保育の場を増やす。保育士、介護士の給料の向上。(30 代男性)
- 雇用主サイドが変わるのが一番。個人の意識に依存する限り進展しない。(70 代男性)
- 勤務先の理解が不可欠。(60 代男性)
- 生活が安定していること。個々を認め合うこと。(60 代女性)
- 職場理解。(30 代女性)
- 男性がむやみに子育てを家事という風潮には違和感を覚える(反対)。(70 代男性)
- わからない。(10 代女性)

- 職場内の規制緩和の徹底。（20 代男性）
- わからない。（70 代女性）
- 積極的に参加するかどうかは、本人次第のはず。男女が共にという質問に対して選択肢のほとんどが、男性が参加していない前提なのはなぜ？（30 代男性）
- 健康のことについての相談窓口。（80 代男性）
- 給料のベースアップ。（30 代女性）
- 子どものころから、男女に関わらず、当たり前にやることとして、家庭、社会で教育していくこと。「これからは男の子もやるべき」→潜在的に「本来は男がやらないもの」と思い込ませないように、「男だから」や「男でも」といった性差の枕詞を使わない。（30 代男性）
- 本人の意思。（50 代男性）
- 国や地方公共団体が、家庭に対して補助金等を出すこと。（40 代男性）

人権に関する意識について

ＤＶ（配偶者等からの暴力）の認識

問11　DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者や交際相手の間で起こる暴力のことをいいます。あなたは、次の行為が暴力にあたると思いますか。**（それぞれの項目で○は1つ）**

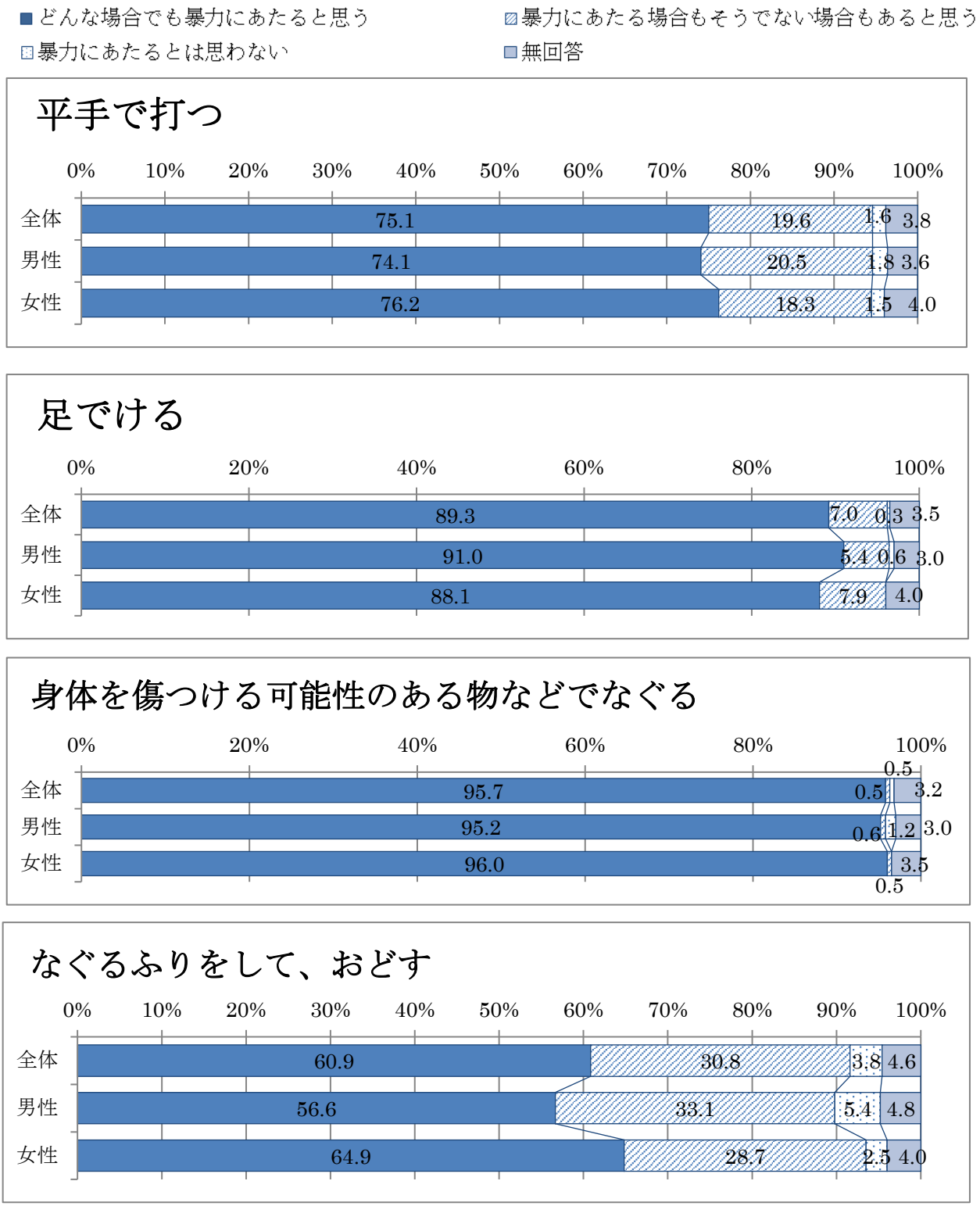

■どんな場合でも暴力にあたると思う　▨暴力にあたる場合もそうでない場合もあると思う
▩暴力にあたるとは思わない　▩無回答

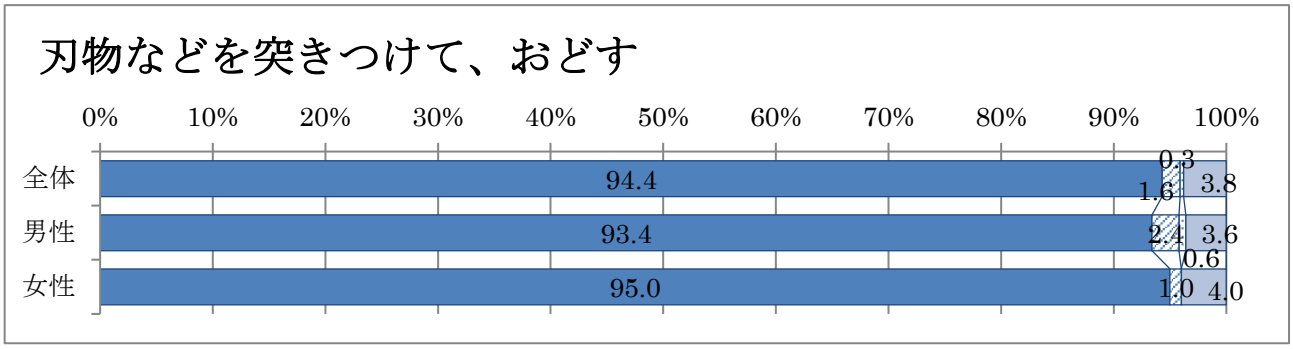

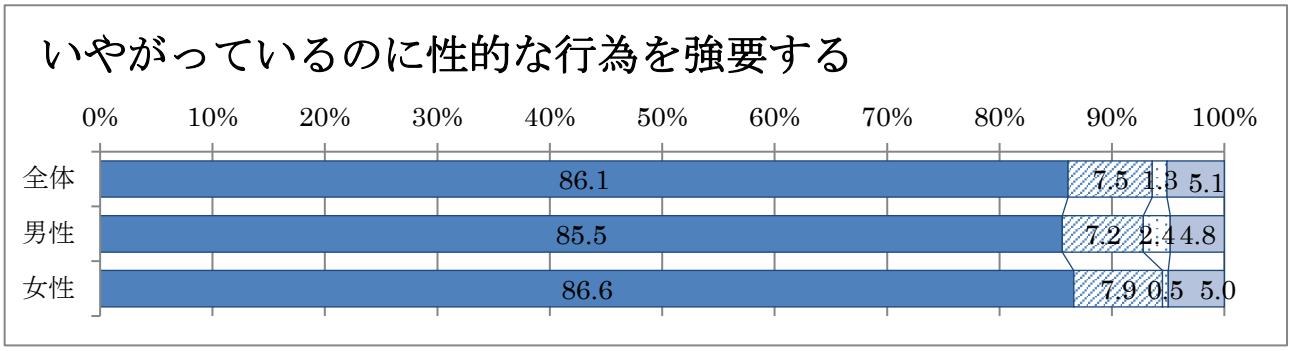

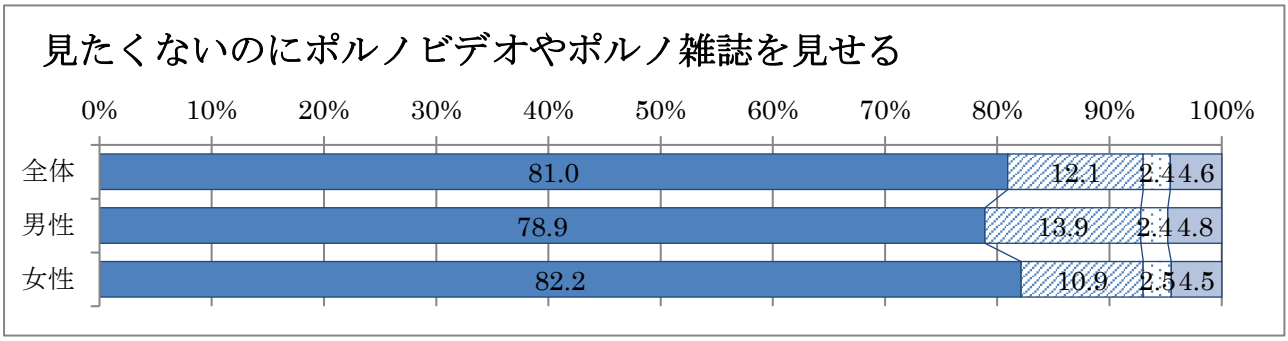

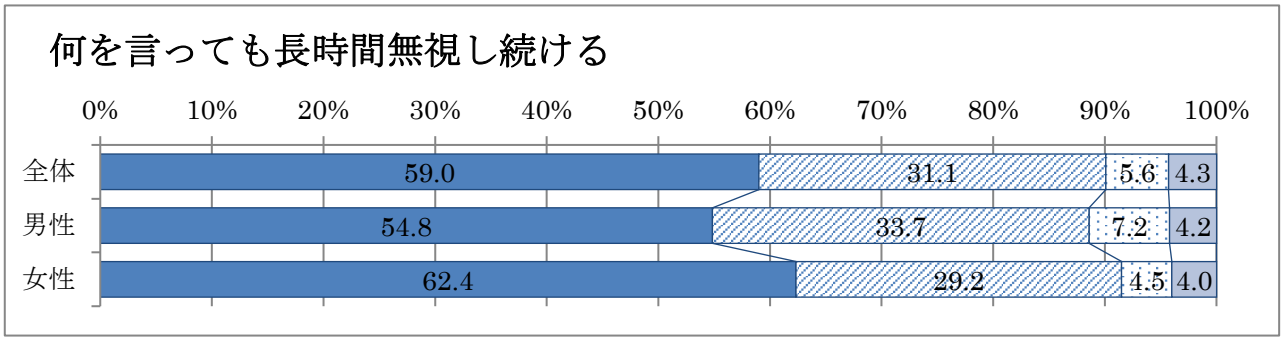

■どんな場合でも暴力にあたると思う　▨暴力にあたる場合もそうでない場合もあると思う
▩暴力にあたるとは思わない　■無回答

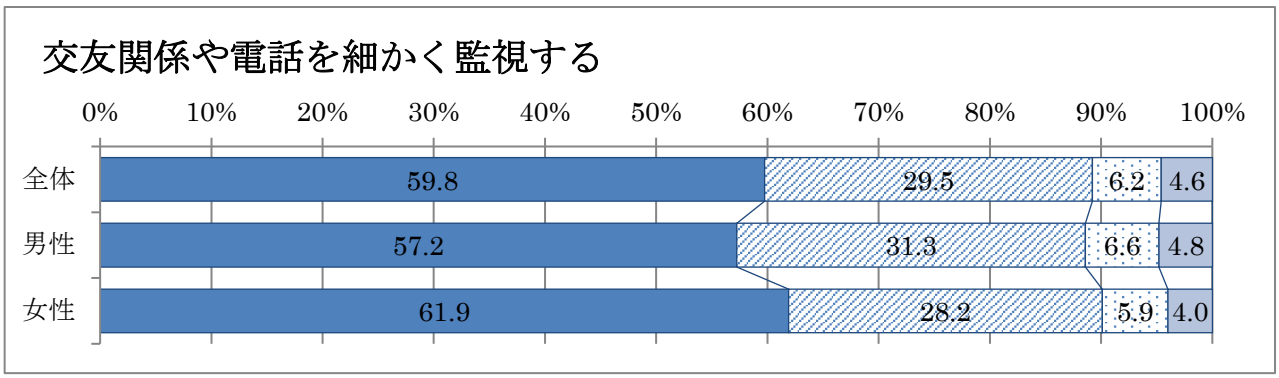

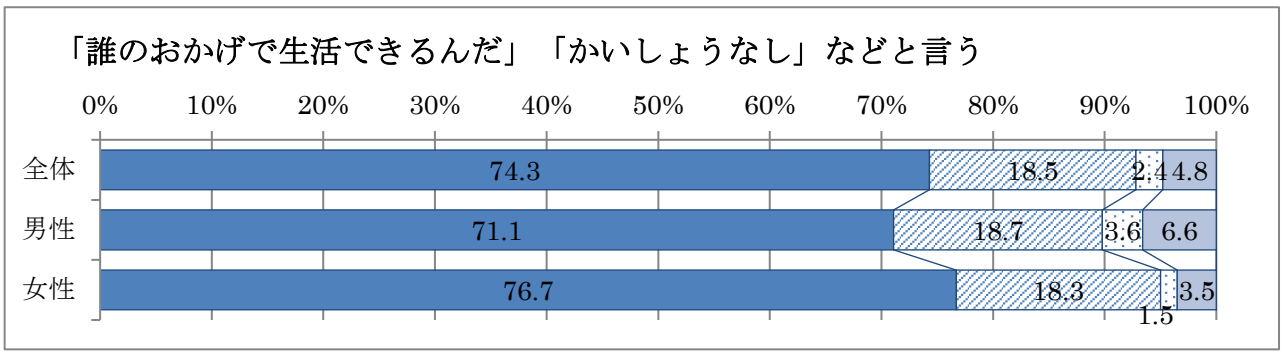

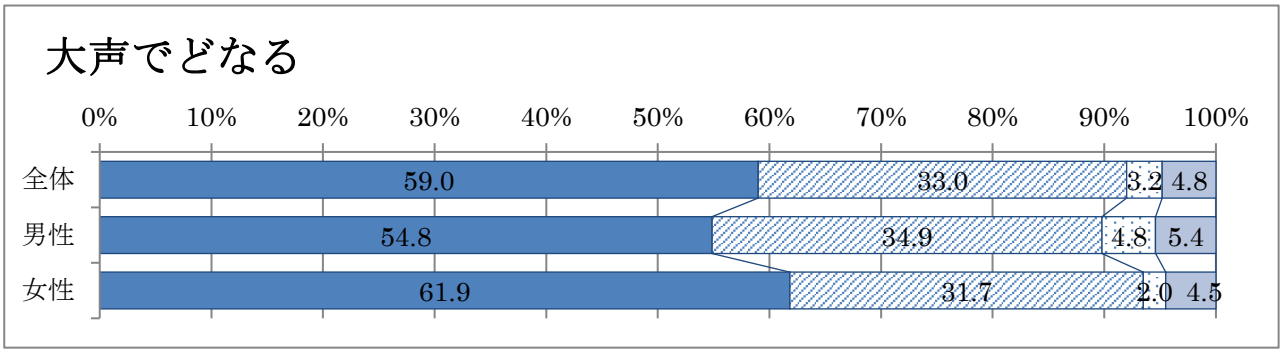

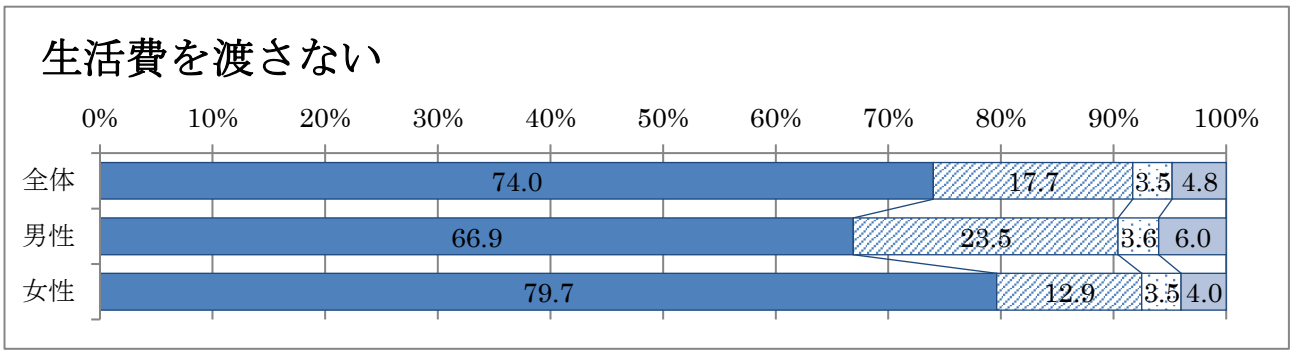

◆「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答した人の割合（前回調査との比較）

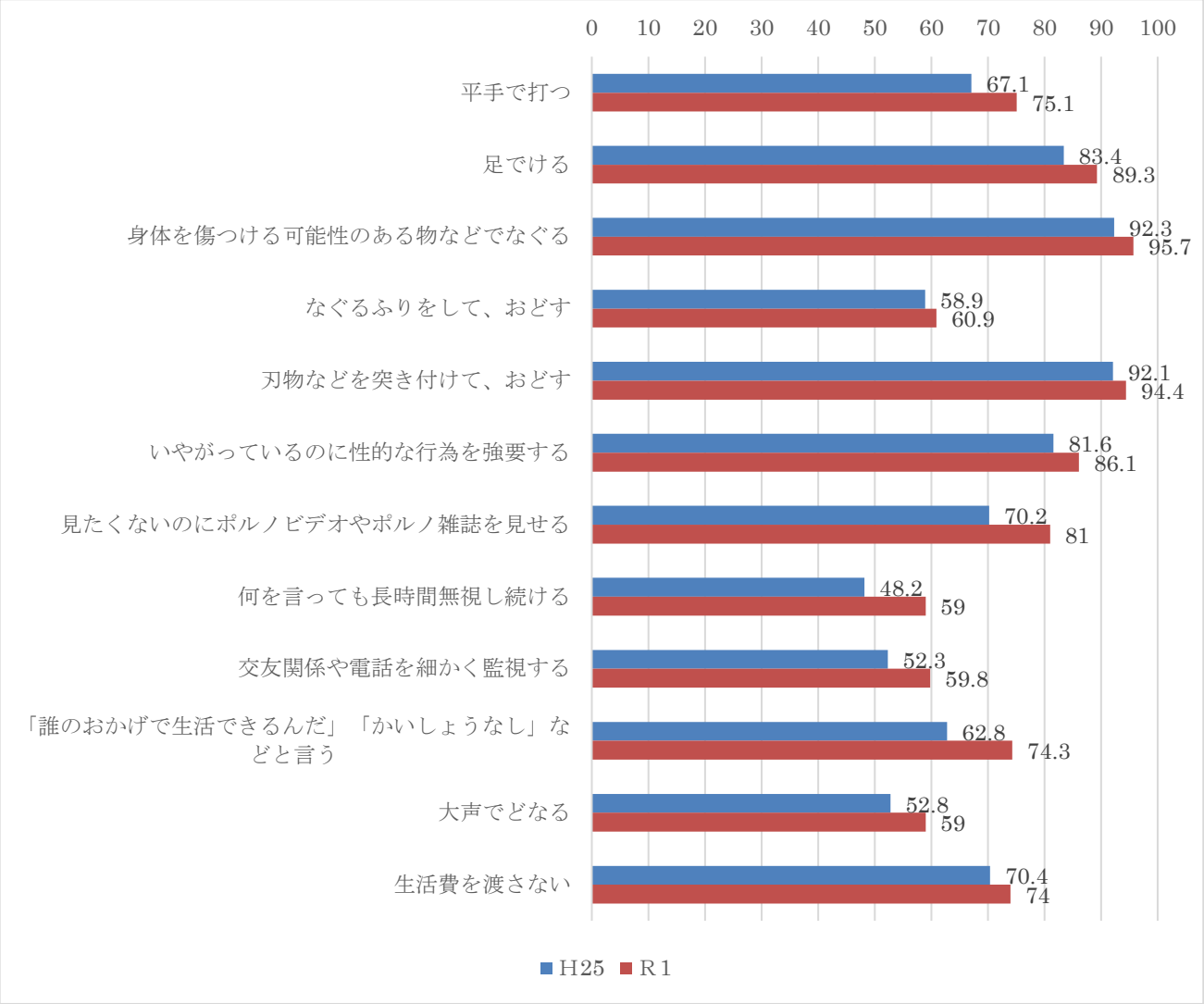

DV 相談窓口の認知度について

問 12　あなたは、DV(ドメスティック・バイオレンス)について相談できる窓口があることを知っていますか。**(知っているものすべてに○)**

順位	相談先	割合
1	北海道警察相談センター	42.4%
2	知っているものはない	30.3%
3	女性の人権ホットライン	29.0%
4	民間シェルター	24.7%
5	北海道立女性相談援助センター(配偶者暴力相談センター)	20.4%
6	北広島市子育て支援部子ども家庭課	17.4%
7	石狩振興局保健環境部環境生活課道民生活係	2.7%
8	その他	1.1%

その他欄記載事項

- 相談窓口があることは知っているが、具体的所在は知らない(80 代男性)
- なんとなくあるのは知っていたが、具体的にどこに行けばいいのかわからなかった(60 代女性)
- 民生委員など(60 代女性)
- あることは知っているが、どこにあるかは知らない(40 代男性)

セクシュアル・ハラスメントを受けた経験について

問 13　あなたは、これまでに次のような場所でセクシュアル・ハラスメント(セクハラ・性的いやがらせ)を受けたり、身近な人がセクシュアル・ハラスメントを受けているのを見たり聞いたりしたことがありますか。**(該当するものすべてに○)**

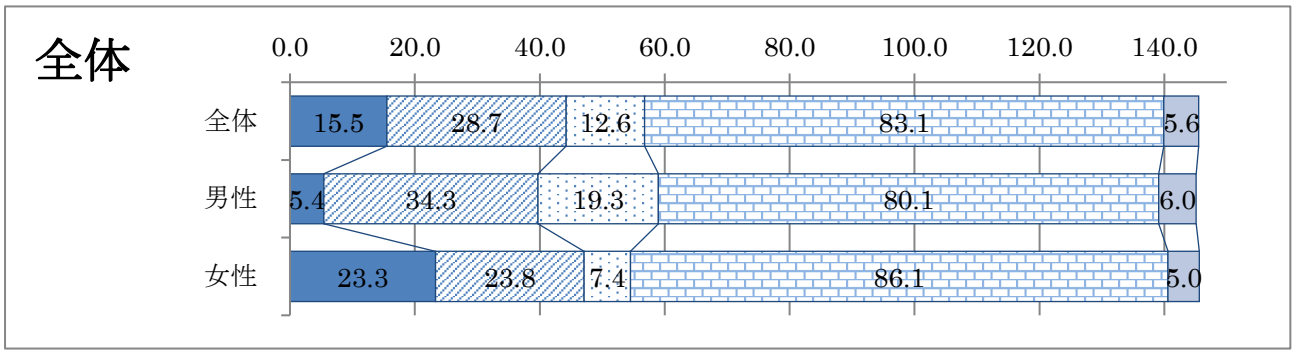

■自分自身が受けたことがある
▨身近な女性が受けているのを見たり聞いたりしたことがある
⊡身近な男性が受けているのを見たり聞いたりしたことがある
⊞受けたことはない（見たり聞いたりしたことがない）
□無回答

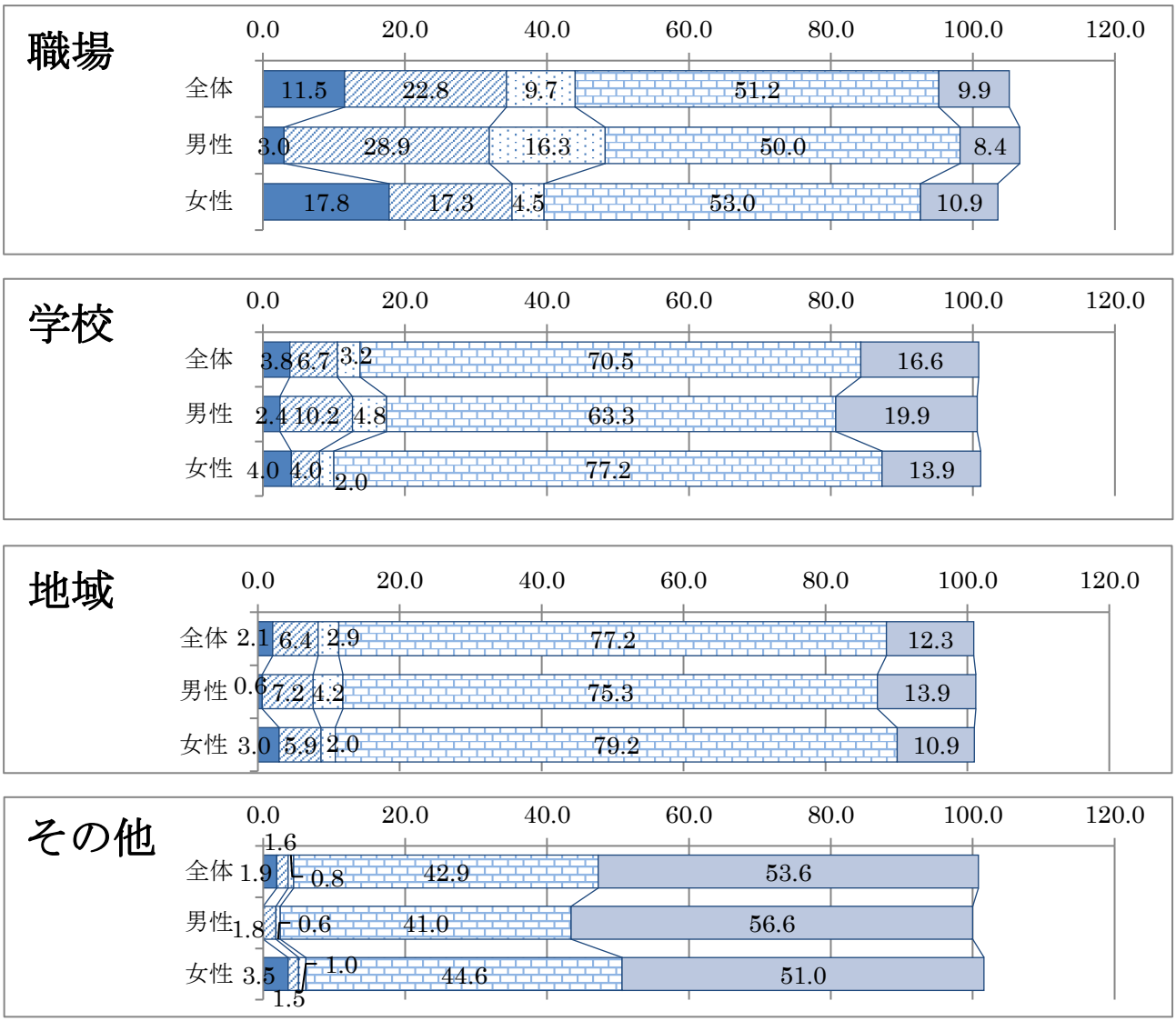
職場
0.0 20.0 40.0 60.0 80.0 100.0 120.0
全体 11.5 22.8 9.7 51.2 9.9
男性 3.0 28.9 16.3 50.0 8.4
女性 17.8 17.3 4.5 53.0 10.9
学校
0.0 20.0 40.0 60.0 80.0 100.0 120.0
全体 3.8 6.7 3.2 70.5 16.6
男性 2.4 10.2 4.8 63.3 19.9
女性 4.0 4.0 2.0 77.2 13.9
地域
0.0 20.0 40.0 60.0 80.0 100.0 120.0
全体 2.1 6.4 2.9 77.2 12.3
男性 0.6 7.2 4.2 75.3 13.9
女性 3.0 5.9 2.0 79.2 10.9
その他
0.0 20.0 40.0 60.0 80.0 100.0 120.0
全体 1.9 1.6 0.8 42.9 53.6
男性 1.8 0.6 41.0 56.6
女性 3.5 1.0 1.5 44.6 51.0
自分自身が受けたことがある
身近な女性が受けているのを見たり聞いたりしたことがある
身近な男性が受けているのを見たり聞いたりしたことがある
受けたことはない（見たり聞いたりしたことがない）
無回答

◆「自分自身が受けたことがある又は身近な人が受けているのを見たり聞いたりしたことがある」と回答した人の割合（前回調査との比較）

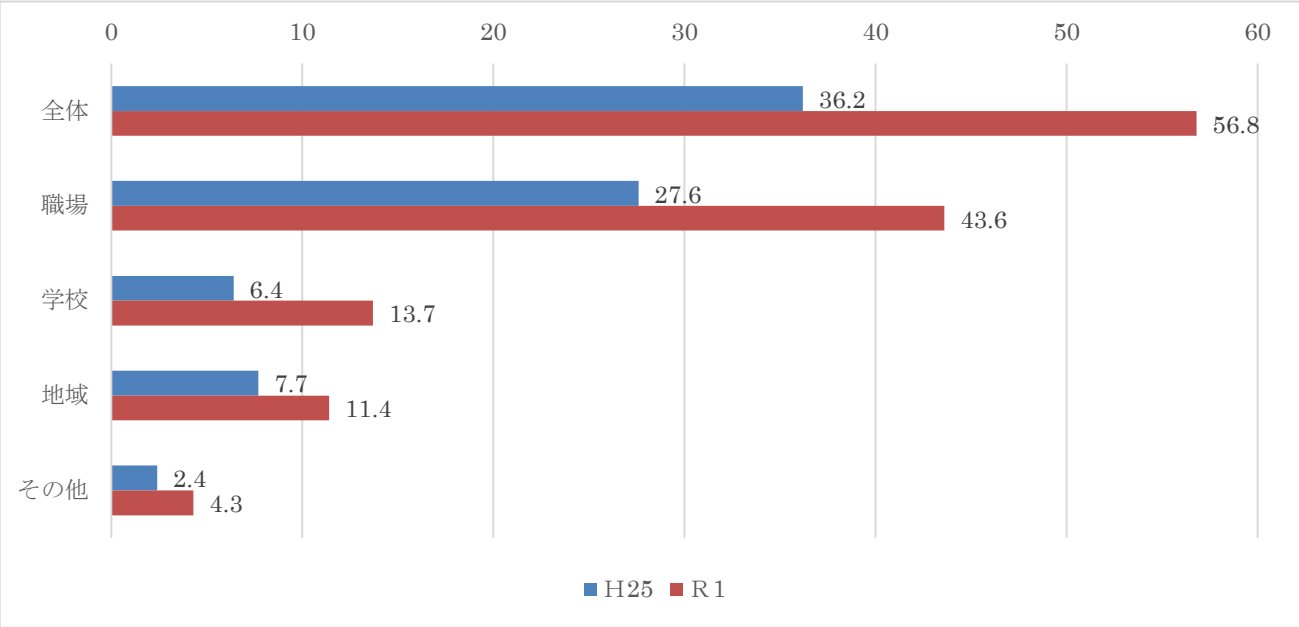

その他欄記載事項

- 元夫から（40 代女性）
- 亡き夫の実家（60 代女性）
- 地下鉄駅（50 代女性）
- 家庭（70 代女性、40 代女性）
- 宴会（20 代女性）
- 友人、交友関係（30 代男性）
- 外出先、家庭（父）（60 代女性）

行政に求めることについて

北広島市に求めること

問 14　あなたは、男女共同参画社会を実現するために、市はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。

（○は5つまで）

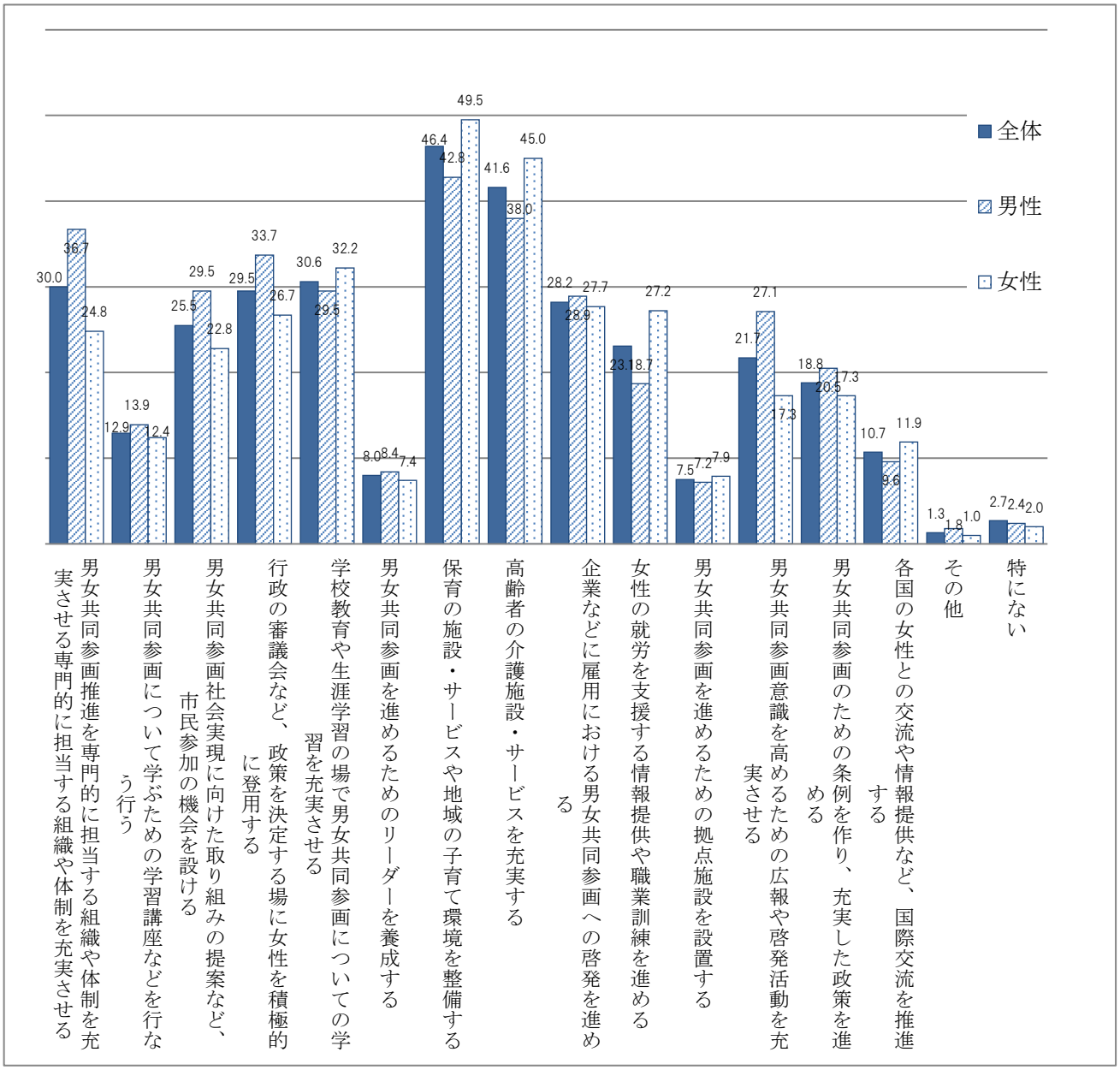

その他欄記載事項

- 女性職員の登用を率先して実現すべき。（70 代男性）
- まず、男女共同参画社会って何かわからない。（10 代女性）
- 働く時間に自由度を増やす仕組みができれば…（男女とも）。（50 代女性）
- 企業への指導（70 代男性）

男女共同参画のあり方についての意見・提案

問 15　男女共同参画のあり方についてご意見･ご提案などがありましたら、ご自由にお書きください。

男女共同参画のあり方全般について

- 学校で学び、覚えたことは意外と大人になって刷り込まれているので、学習する機会、そういう場所へ見学へ行くなど、個人より集団で経験するのが良いと思います。（30 代女性）
- 日本ではまだまだ男女平等が進んでいません。国際的にも下の下の方だと思います。表面的な男女平等でなく、実質的な計画、行動、特に若くして働く女性保護、産休、保育、教育が望まれます。（70 代男性）
- えみんぐなど、広報紙を広く配布する（70 代女性）
- 男だから女だからとかではなく、人間ひとりひとり個性を尊重し、困っている人がいたら手を差し伸べるとか、大変そうにしている人がいたら手伝うとか、そういう当たり前のことができる世の中になれば、男性のこういうところはいいよね、女性のこういうところずるいよね、という考えは減るのではないかと考えた。ジェンダー、男女平等という考え方は、個性の尊重、モラルの育成によって変化すると思う。なぜなら、そういう考えは不平、不満から出てきた考えであるからだ。そのため、まずは教育現場から個性の尊重、モラルの育成に力を入れることで、社会は前向きに、不平不満の少ないすべての人間が、大体平等な社会になるのではないかと私は考えた。（20 代女性）
- 男性優遇の社会から徐々に男女共同参画へと移行しつつあると考えているので、今後さらに、その意識を高める方策を市民全体の課題として促し努力する必要が大切であると考えている。（80 代男性）
- 結婚出産に関わらず、男女ともに働きたいときに働けて、休みたいときに休める環境、社会全体、各個人の意識の改善が必要。上記の内容が「当たり前」になる未来になってほしい。（無回答）
- 教育費等、育児に関わる経済的負担を補う。（40 代女性）
- 広報の充実を！（70 代男性）
- 地域にはたくさん学校があります。その学校の教室を使用して、今よく耳にする学び直しや、部活動等、別に参加できるとより広がりを見せると思うのですが。（50 代女性）
- 結婚や出産をしても産休を受けて（大会社や恵まれている人はそれぞれできることが）半年なり一年を育児に専念し、また、復帰できるように皆がなるようなことが理想です。（70 代女性）
- 本音を言えば、男は仕事などせず、女に任せて、文化、芸術に専念し、毎日、美味しい酒と音楽で暮らせる世界があれば、そこへ行きたい。（60 代男性）
- 男女共同参画の在り方については、中高生から学習させるべきだと思う。（80 代男性）
- 子供のころから、家庭、学校、地域等において、大人自身が確立した考えを持って接するようにし、成長する中で、自然に自覚するようになると良いと思います。（70 代男性）
- 市としても、力を入れて業務を進めていただきたい。（70 代男性）
- 男女ともに、自分のやっている行為の良し悪しの常識の欠如をしていることであるから、そのことの再教育対策に力をいれてみては。（80 代男性）
- 元気な人はボランティアをした方がいいと思う。若い夫婦を応援したい。（60 代女性）

- 学校教育の段階では、概ね男女平等な環境にあるが、社会人になったとたんに旧態依然になる。この原因は主に「労働環境」にあると考える。一度は労働法規を学習する社会を社会人に提供する必要ありか。同時に高校生、大学生に労働法規の学習機会提供も必須と思われる。（70 代男性）
- 戦後は生活苦のため、やむを得ず女も安い給料ながら働きに出てきた人が大半。今は立派な（？）給料でマイカーや豪邸のため贅沢な暮らしのために働くのでしょうか。女性も大した力の素になっていると思います。それと引き換えに子どもを育てる、自分の子供は自分で育てるという意識も少なく、我が家の三人の子も一応皆、税金を払う働きをしていますが、孫も一人で、あとは結婚しない子や、せっかく家庭を持っても子供を作らないとのこと（仕事が忙しいため）。ある意味私はいやな時代です。（70 代女性）
- 議会や行政メンバーの最低 3 分の1を女性が得るためのルール作りはどうですか？（60 代男性）
- 差別ではなく、男性、女性には、それぞれの能力、体力、精神面等に特性があるので、それを尊重し、生かす職場づくり（配置などを含めて）が必要だ。やたら「男女共同参画」をふりかざすのには反対。適材適所があるのは常識だと思う。（70 代男性）
- 各町内会などの会合時に、勉強参加できるチャンスがあればあることを希望します。（70 代女性）
- 行政が単に器や言葉だけでなく、具体的な行動をどう起こしていくかが求められていると思う。（よくある「それは私たちの仕事ではない」や「私たちの権限を超えている」ではなく、目の前の問題をどう捉え、解決のためのアクションを起こすかということ）（40 代男性）
- そもそも男だから女だからと言ってるうちは、何をしても変わらないと思う。人としてどうあるべきか男も女もない。（40 代女性）
- 他国からみると、文化国に見えるが、まだまだ遅れていると思う。（70 代男性）
- 女性が働きやすい社会に少しずつ変わってきていると思いますが、まだまだだと思います。子供を育てていても、そうでなくても、特に結婚した女性は、働きにくさを感じています。家庭での男性の役割がまだまだなのです。近頃はイクメンなどと言われますが、そのような男性はほんの少しです。昔からの、男は外で、女は家庭で家事、育児という環境で育ってきたのですから、なかなかそれを変えるのは難しいです。今の子供たち、これからの世代には男も家事、育児をするのが当たり前の世の中になるように教える必要があるのか･･･と思います。家庭でも男の子に家事をさせたり、学校でも授業に取り入れていく必要があると思います。（40 代女性）
- 「男女共同参画課」を設けて、すべてこの課 1 本で対処できる人材を配置する（80 代男性）
- 私はこのアンケートが届くまで、市で男女共同参画に積極的に取り組んでいることを全く知りませんでした。なので、もしこのようなことに関するセミナーなどが今後行われるとしたら、ぜひ参加してみたいので、もう少し目のつく形でPRしてもらえたら助かります。日本は今、高齢者社会なので、そうした施設での男女の平等も実現してもらえたらいいな、と考えています（30 代女性）
- 出産後に元の職場に戻れる、また再就職しやすい優遇措置がないと、働ける女性がたくさんいるのに、その力を社会に貢献することができず、大変もったいないです。例えば、入社 1 年以上でないと育休が取れないので、退職せざるを得ない。産後、就職先を探すのに、乳飲み子を抱えながら就活と保活。想像を絶する心労が重なります。女性はこんな苦労をこれからもし続けるのでしょうか。（40 代女性）
- 後期高齢者（女）ですが、実際私の今までの人生の体験では、「介護施設、サービスの充実」が男女共同参画社会の実現に必須条件だと思います。「自宅介護」に重きを置きつつある現在の介護

制度では、私の世代の観点では、やはり女性が介護をして老親を自宅で看取るべきとなります。遅かれ早かれ、介護される側になるのですが･･･「自宅介護」という言葉は、美しい言葉かもしれませんが、実際は非常に厳しいものです。（70 代女性）

- なんでもかんでも平等というのではなく、男女の役割分担があると思います。夫婦の中でよく話し合うことが重要だと思います。多少のことは男が我慢することも必要だと思いますが、一番大事なのは互いの思いやりであると考えます。仕事も家庭も同じだと思います（60 代男性）
- アンケートの希望のとおりです。（40 代男性）
- 老人への介護ばかりでなく、これからの子供たちや若い働く人、家族のための優遇がたくさんなければ、男女共同参画推進の意味はないと思う。子育てするにも若い子育て家族への安心子育てとは･･･保育園があればよいだけじゃないこと！交通費の優遇など、子どもや家庭を本当に考えるには安心できる生活のみ。（60 代女性）
- 計画倒れにならないことを望む！（70 代男性）
- 人間性（心）のある人、知識があり、（旧）役職にとらわれず、皆と話をできる人が大事。（70 代女性）
- 様々な家庭環境や個人の状況があると思うので、細かいところまで考えてプランを作り、社会の実現を目指してほしいです。
- 男性優位になってきた振り子が反動で女性優位になっていると近年感じることが多い。（良くも悪くも）（20 代男性）
- アンケートに挙げられていることを、ぜひ実現させてください。（60 代女性）
- 男尊女卑風潮の是正。社会的地位登用の指導（80 代男性）
- 日本は欧米と比べて男女共同参画が遅れています。しかし、日本の地理的位置や民族性、歴史、人口等、特殊性を考慮すると、単純に欧米諸国の真似をしてもうまくいかないと思います。日本の伝統、良さを生かした上での方法を考えたいものです。韓国をはじめ、これからさらに男女共同参画が進む国々のロールモデルになれるはずです。（30 代男性）
- 保育園 1 歳時、1-6 歳時に入園希望しましたが、空きがなく入園できず、2 歳にまた申込みしますが、空いていない可能性があるので仕事を持つ女性にとって保育園が少ないと思い、保育園児の人数増大など希望します。（祖母より）（60 代女性）
- 女性の意識を持たせること。わかろうとすることが大事で、そこまでの過程が大事だと思う。（80 代女性）
- 古くからの慣習もあり、男性、女性がお互いに尊敬しあい、認め合うという根っこの部分で日本はまだ遅れているように思います。地方創生、女性活躍、働き方改革などの掛け声はいいのですが、現状はまだまだ･･･というのが実感です。若い人たちが安心して暮らしていけるように、政治、行政に期待しています。（60 代女性）
- 現在の若い男性、女性の現状を聞いて、どこに問題があるか把握することが必要ではないでしょうか。（70 代女性）
- 男尊女卑の時代を見てきたし、体験してきた自分としては、ゆっくりでもよいから、意識の改革に期待したい。（70 代女性）

- 家事、育児に関する意識を男性も持つべき。その意識を持つ人は、最初から持って参加しているが、意識を持っていない人に対しては義務で教育を受けさせるべきだと思う。年配者も「男は仕事、女は家事、育児」という今の時代にそぐわない意識の人達もいるので、同様に教育を受けさせるべき。共働きで女の方が仕事が簡単だろうというのもDVに当たると思う。（30 代女性）
- イベントなどを企画して実行することで、男女共同参画への意識付けができると思います。（20 代男性）
- ①基本は 8 時間働いたら生活できるようにし、②女性が尊重され、結婚でき、出産、育児を十分に支える社会にすることが大切です。そのための教育は大切です。③行政の方は、粘り強く取り組んでください。（70 代男性）
- お互いを思いやる気持ちをもって生活していくことが一番大事かと思います。男だから、女だから、と意識しすぎるのもおかしいかなとも考えています（70 代女性）
- 男女共同参画の実現を目指すことは重要なことだと思います。しかしながら、目先の成果を欲して、一方を優遇したり、例えば女性だからという理由で採用することはかえって軋轢を生むことになる思います。「男性の育休取得率 0%」や「女性の正規雇用率 0%」といったものは、あくまで手段であり、本来の目的は社会における性差の意識をなくすこと、市民をひっぱっていく行政の方が、成果を焦ってしまい、手段が目的となってしまい、本来の目的を見失わないように、舵取りをお願いします。今の子供たちが大人になったときに、私たちの世代が経験した苦労を感じず、性別による差を感じず、「男女平等のために」という活動が必要ないと思えるような社会づくりを目指して、これからも頑張っていきましょう。（30 代男性）
- 小さい子どもがいますが、共働きだと、保育所のお迎え等はいつも母の役目。夫ももっと「早退したい」「休みたい」と言いやすい環境だと、子育てに一緒に参加してもらえて良いのにと思います。いつも仕事を早く終わらせようと考えながら仕事をしているのは、私の方な気がします。（30 代女性）
- 現状は国による法律の施行に引っ張られる形で、市民レベルの意識や社会生活、環境が少しずつ変化していると思います。どこが問題なのかは概ね把握されているので、優先度を加味しながらいかに取り組むか、知恵を出せば進捗度は高まると考えます。北広島市においても、女性の社会参画を推進するため、女性管理職の比率を高めることや、女性市議を増やす努力が必要だと思います。現状の社会構造で、主要な部分での女性の絶対数を増やすことは効果的であり、本来あるべき姿であると考えます。（60 代男性）
- 共同参画といっても、男女それぞれの特性が違うので、「平等」の考え方、在り方の問題を理解したうえで、協力すべき。育児について･･･0 歳から施設に預けるのは賛成できない。手がかかる不安な幼児期こそ、親が責任をもって育てるべき。もちろん施設の充実も大切だが、お金を払って、他に任せないでと言いたい。（80 代女性）
- 個人が意識を高めないと、他の団体等が何をしても、税金の無駄でしょう。（40 代男性）
- 幼少期の頃から、男の人も女の人も関係なく、家事、育児、介護をするということを教えておく方がいい。（40 代女性）

市への要望について

- 子供の事故をなくしてほしい。（死なせないでほしい。）（60 代女性）

- 参加する時の交通の悪さがあるので考えてほしい。皆が車で参加しに行くわけではないのでよろしく！（70 代女性）

- 男女共同参画よりもまず先に目を向けなければならないことがあるのでは？国や市が考え、まとめるより先に優先すべきことは、必然的に見えていないのでしょうか。いう事は恰好いいが、やることすべて的外れなのは、今までもこれからも変わらずだと思います。（20 代男性）

アンケートの内容について

- 全然関係ないけど、字が多くて難しい漢字が多すぎてわからない。年代別アンケートの内容を変えた方がよいと思う。結婚してないし育児のことわかんないし。（10 代女性）

- アンケートの説文、文章表記について。なぜ、他国語（造語？）優先なのか？例：セクシャル・ハラスメント（セクハラ？性的いやがらせ）他国語→日本語に訳。このように表記、表現しなければならない法的根拠は？（80 代男性）

その他

- 市民意識調査に参加できてよかったです。担当職員様、よりよい社会の実現に尽力してください。（60 代女性）

- そもそもこの回答が出来るほど、社会経験を通じていないので、あまり参考になる回答ができませんでした。（10 代男性）

- 男女共同参画がどういうものか初耳、よくわからない。（60 代男性）

- 高齢のため、難しい事はわからない。（80 代女性）

- 私は 94 歳の母を 11 年間ほぼ一人で介護しています。（各介護サービスを利用しています。）デイサービス等は利用していません（本人の希望）。毎日、一対一の生活でもめ事が起こると、頭にふと暴力の文字が浮か、はっとする時もあります。何かと自分の悩みや苦労を分かち合える時間がほしいと思っていますが、半分寝たきり起きたりの母を置いて外出もできず、気持ちも不安定な時もあり、このアンケートを書きながら反省しています。ありがとうございました。（60 代女性）

北広島市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書

令和元年度

発行年月　令和元年9月

発　　行　北広島市市民環境部市民参加･住宅施策課男女共同参画担当
〒061-1192 北広島市中央４丁目２番地１
TEL(011)372-3311(内線 4122)
FAX(011)372-6188